

人権問題に関する
市民意識調査
報告書

1999年 3月

岸和田市

は じ め に



「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言が、国連で採択されて50周年を迎えました。本市では、岸和田市総合計画の基本理念である「人間尊重と環境保全」を具体化すべく、1988（昭和63）年の40周年の際に、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。その結果をふまえ、一人ひとりが経済的、政治的、社会的にあらゆる差別を受けることなく基本的人権を保障される社会をめざして人権施策を実施してまいりました。

しかしながら、今日の社会では、未だに憲法で保障された基本的人権が完全には保障されていない、という現実が見られます。

一方、国連は1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とし、人権文化を世界に築かせようと努めています。これは私たち一人ひとりが、豊かな人権感覚を持ち、人権をもっと自分の暮らしや生き方に関わらせて考えていくことだと言えます。

このたび、10年を経過した市民の人権意識の変化と人権問題全般に関する現状を把握するため、「人権に関する市民意識調査」を実施いたしました。

「人権の世紀」といわれる21世紀を間近に迎えるにあたり、今後、この調査結果を踏まえ、より効果的な人権施策を実施することにより、総合計画の基本理念の実現にさらなる努力をしてまいりたいと考えています。また、多くの皆様に、この調査報告書を十分に活用していただきたいと思います。願っております。

最後に、この調査の実施にあたり、多大なご協力をいただきました市民の皆様方や関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

1998年（平成10年）12月

岸和田市長 原 昇

目 次

調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査方法	1
3. 回収状況と信頼区間	1
4. 標本構成	2

調査結果の概要

第1章 “差別” についての考え方と風習についての意見	3
1-1. “差別” についての考え方	3
1-2. 風習についての意見	6
第2章 差別の現状と人権問題について	9
2-1. 差別の現状について	9
2-2. 結婚についての意見	10
2-3. 日本の人権問題についての意見と関心のある人権問題	11
2-4. 見聞きしたことがある人権にかかわる国際的事項	13
2-5. 人権侵害について	14
第3章 「同和問題」 について	16
3-1. 「同和問題」 の認知時期と認知方法	16
3-2. 「同和地区」 の形成理由について	18
3-3. 世間の人々が「同和地区」 の人を意識するとき	19
3-4. 差別的言動について	20
3-5. 「同和地区」 の人との結婚について	22
3-6. 身元調査について	23
3-7. 「同和問題」 の解決方法について	24
第4章 啓発活動について	27
4-1. 「広報きしわだ」 の「人権の窓」 の閲読状況	27
4-2. 人権問題についての講演会などについて	27
4-3. 「同和教育」 について	30
4-4. 人権問題の啓発・教育の今後について	30
4-5. 人権問題について、今後、勉強したいこと	31
4-6. 人権の尊重、「同和問題」 の解決などについての行政への意見・要望	32

付 録

依頼状と調査票

統計表目次

第1表	“差別”についての考え方A—就職試験と母子家庭	51
第2表	“差別”についての考え方B—管理職登用と性別	52
第3表	“差別”についての考え方C—外国人と貸家	53
第4表	“差別”についての考え方D—通学区域と住宅	54
第5表	“差別”についての考え方E—親類の犯罪と結婚	55
第6表	差別についての態度スコア	56
第7表	風習についての意見A—「ひのえうま」と結婚	58
第8表	風習についての意見B—結婚式と「大安」	59
第9表	風習についての意見C—結婚相手と家柄	60
第10表	風習についての意見D—結婚相手の身元調査	61
第11表	風習についての意見E—結婚披露宴での家名掲示	62
第12表	風習についての意見F—家の建築と方角	63
第13表	風習についての意見G—葬式のときの塩まき	64
第14表	風習についての態度スコア	65
第15表	日本社会での差別の存在についての意見A—女性に対する差別	67
第16表	日本社会での差別の存在についての意見B—障害者に対する差別	68
第17表	日本社会での差別の存在についての意見 C—在日韓国・朝鮮人に対する差別	69
第18表	日本社会での差別の存在についての意見 D—「同和地区」住民に対する差別	70
第19表	結婚についての意見	71
第20表	日本の人権問題について A—「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」	72
第21表	日本の人権問題について B—「国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっている」	73
第22表	関心のある基本的人権にかかわる問題について〔重複回答〕	74
第23表	見聞きしたことがある国際的事項について〔重複回答〕	76
第24表	人権侵害の問題への関心	77
第25表	他人の人権を侵害した経験の有無	78
第26表	自分の人権が侵害された経験の有無	79
第27表	自分の人権が侵害された時の対応について	80
第28表	“差別”をうけている地区があることをはじめて知った時期	82
第29表	“差別”をうけている地区があることをはじめて知った方法	84
第30表	「同和地区」の形成理由について	86

第31表	「同和地区」外の人が「同和地区」の人を意識する場合〔重複回答〕	88
第32表	「同和地区」に対する差別的な言動を見聞きした経験の有無	92
第33表	「同和地区」に対する差別的な言動をした主体について〔重複回答〕	93
第34表	「同和地区」に対する 差別的な言動を見聞きしたときの措置について〔重複回答〕	94
第35表	「同和地区」の人との結婚についてA－既婚者の場合	95
第36表	「同和地区」の人との結婚についてB－未婚者の場合	96
第37表	結婚相手の身元調査についてA－本人の素行や性格について	97
第38表	結婚相手の身元調査についてB－家族の職業や学歴について	98
第39表	結婚相手の身元調査について C－家族の財産、持家か借家かなどについて	99
第40表	結婚相手の身元調査についてD－家族の病歴や障害の有無について	100
第41表	結婚相手の身元調査についてE－韓国・朝鮮人であるかどうかについて	101
第42表	結婚相手の身元調査について F－「同和地区」出身者であるかどうかについて	102
第43表	「同和問題」の解決方法について〔重複回答〕	103
第44表	「広報きしわだ」の人権問題記事「人権の窓」の閲読状況	107
第45表	人権問題についての講演会や研修会などへの参加状況	108
第46表	人権問題についての 講演会や研修会などに参加したきっかけについて〔重複回答〕	109
第47表	人権問題についての 講演会や研修会に参加した感想について〔重複回答〕	110
第48表	人権問題についての 講演会や研修会などに参加しなかった理由について〔重複回答〕	112
第49表	学校での「同和教育」についての意見	114
第50表	今後の人権問題の啓発・教育について	115
第51表	今後、勉強したいと思う 「基本的人権」にかかわる問題について〔重複回答〕	116
第52表	回答者の性別	118
第53表	回答者の年齢	118
第54表	回答者の岸和田市での居住期間	118

調査の概要

調査の概要

1. 調査目的

本市では、これまで「人権尊重と環境保全」を基本理念に市政を推進してきたが、本年は、国際連合が「世界人権宣言」を採択してから50年目にあたり、また、来たるべき21世紀は「人権の世紀」といわれている。本調査は、すべての市民の基本的な人権が保障され、お互いの人権を尊重し、あらゆる「差別」をなくし、明るく住みよいまちづくりを進めるため、さらなる人権施策の推進をめざす基礎となる資料を収集することを目的としている。

なお、本市では、1988（昭和63）年に、本調査とほぼ同じ目的の調査を実施しているから、できるかぎり同調査と比較して、この間の推移を明らかにすることとする。

2. 調査方法

本調査は、岸和田市に居住している有権者を母集団とする標本調査である。

「人権問題」についての意識という本調査の主題を考えると、個別面接法によるよりも、質問紙法による方が調査対象者の協力をえやすいと考えられるので、郵送法によることとした。

1997（平成9）年11月22日現在における岸和田市の選挙人名簿登録者数は153,283である。そこで、抽出比を50分の1とし、転出者等を除外して系統抽出法によって3,000標本を抽出した上で、関係者の協議によって作成された調査票（付録参照）を、1998（平成10）年9月18日に、依頼状（付録参照）と切手を添付した返送用封筒とを同封して、標本として抽出された有権者に郵送し、回答の期限を9月末日として、無記名による回答を求めたが、10月2日に葉書による督促を行い、さらに、10月8日に、督促状と返信用封筒を同封して再度調査票を郵送して協力を求め、10月16日までに回収された調査票について集計作業に入った。

本調査の方法は、大要、以上のとおりであるが、調査の実施、集計、結果の分析などは、専門的技術を要することから、山本登大阪市立大学名誉教授の研究室に委託した。

3. 回収状況と信頼区間

3,000標本に対して調査票を郵送したが、標本に到達することなく返送されてきたものが24あり、2度の督促をへて返送されてきた調査票は1,855であったが、そのうち、「白紙」

などの不完全票が39、「病気」や「高齢」、「長期不在」などによる回答不能が7あり、これらを除いた有効調査票は1,809で、回収率は60.3%であった。なお、1988（昭和63）年調査は、16歳以上の市民を母集団として抽出された3,000標本についての郵送法による標本調査であり、葉書による督促を2度行い、回収率は44.6%であったから、本調査の回収率はかなり高い。

ところで、本調査は標本調査であるから、標本による測定値（本調査の結果）から、母集団値を推定することができる。信頼度95%における信頼区間の1/2幅は、

$$2\sqrt{(N-n) \cdot P(100-P) / (N-1) \cdot n}$$

によって与えられる。ここで、Nは母集団数（本調査では153,183）、nは標本数（本調査では1,809）、Pは測定値（%）である。個々の測定値（%）についての計算は煩雑であるから、主要な測定値（%）について、上記の公式により、本調査での信頼度95%における信頼区間の1/2幅を算出すると表1のとおりである。

表1 信頼度95%における主要な%の信頼区間の1/2幅

%		1/2幅
50		2.3
55	45	2.3
60	40	2.3
65	35	2.2
70	30	2.1
75	25	2.0
80	20	1.9
85	15	1.7
90	10	1.4
95	5	1.0

4. 標本構成

本調査の回答者の諸属性などについて簡単に検討しておくとして、回答者の性別〔質問26A〕は表2のとおりであり、「男性」（41.4%）よりも「女性」（55.7%）の方がかなり多い。地域別で若干の差があるが、だいたいの傾向はかわらない〔統計表：第52表参照〕。

回答者の年齢〔質問26B〕は表3であるが、「50歳代」（19.2%）や「60歳代」（18.9%）などがやや多いが、若い年齢層もほどほどあり、また、「70歳代」が8.5%、「80歳以上」も2.4%存在している。なお、地域別で若干の差が認められる〔統計表：第53表参照〕。

表4は、回答者の岸和田市での居住期間〔質問26C〕であるが、「岸和田市生まれ」は20.0%にとどまり、10年未満の合計も13.5%で「30年以上」（34.1%）や「10年以上30年未満」（30.0%）などが多く、地域別でみてもだいたいの傾向はかわらない〔統計表：第54表参照〕。

表2 回答者の性別

質問26A	%	回答者数
総数	100.0	1809
男性	41.4	749
女性	55.7	1008
不明	2.9	52

表3 回答者の年齢

質問26B	%	回答者数
総数	100.0	1809
20歳代	16.9	306
30歳代	15.1	274
40歳代	17.4	315
50歳代	19.2	348
60歳代	18.9	341
70歳代	8.5	153
80歳以上	2.4	44
不明	1.5	28

表4 回答者の岸和田市での居住期間

質問26C	%	回答者数
総数	100.0	1809
岸和田市生まれ	20.0	361
2年未満	3.6	66
2年～5年未満	5.1	92
5年～10年未満	4.8	87
10年～30年未満	30.0	543
30年以上	34.1	617
不明	2.4	43

調査結果の概要

第1章 “差別” についての考え方と風習についての意見

1-1. “差別” についての考え方

「人が人を差別してはならない」ということはわかっているが、「差別」については、いろいろと考え方のちがいがあろうである。そこで、「同和問題」についての意識を検討するに先立って、「差別」についての考え方を、「就職試験と母子家庭」など、5つの点からアプローチすることとした〔質問1〕が、その結果をまとめると、図1および第1表～第5表のとおりである。これらの質問は1988年調査ではふれられていないので比較はできない。なお、「差別」についての考え方を要約的に示すために、「差別だと思う」としたものに3点、「いちがいにはいえない」に2点、「差別とはいえないと思う」に1点を与え、「回答なし」を除いて平均を算出することとした。

	差別だと思う	差別とはいえないと思う	いちがいにはいえない	回答なし
就職試験と母子家庭	67.3	3.5	24.6	4.6
管理職登用と性別	62.9	4.6	28.0	4.5
外国人と貸家	32.4	34.1	29.9	3.6
通学区域と住宅	45.8	21.8	27.4	5.0
親類の犯罪と結婚	39.7	28.4	27.1	4.8

図1 差別についての考え方

まず、ある会社が、入社試験の成績がよかったが父親のいないAさんを採用しないで、成績はAさんよりよくなかったが両親が健在であるBさんを採用したという事例〔質問1A〕についての意見をみると、67.3%が「成績のよかったAさんを、家庭の事情で不採用にしたのは、差別だと思う」としており、「両親が健在であるBさんを採用したのは、差別とはいえないと思う」としたものは3.5%にすぎないが、「いちがいにはいえない」が24.6%あり、平均スコアは2.67となっている。地域別や性別などでみてもほとんど差はないが、人権問題についての研修会などによく参加しているものや後述する“差別についての態度スコア”の高いもの等の平均が高い〔統計表：第1表参照〕。

次に、管理職の選考をしていたある会社が、経験年数、勤務成績、識見、管理能力などの点でまさっている女性のDさんではなく、男性であるC君を登用したという事例についての意見〔質問1B〕についてみると、この場合も62.9%が「Dさんを女性ゆえに

登用しなかったことは、差別だと思う」とし、「管理職には男性を登用するのは当然だから、差別とはいえないと思う」は4.6%にとどまっているが、28.0%が「いちがいにはいえない」としており、平均スコアは2.61で、“母子家庭と就職”の場合とあまりかわらない。地域別や性別などによる差もあまりないが、若い年齢層の平均がやや高く、また、人権問題についての研修会などの参加状況や人権侵害についての関心の程度、自分の人権の侵害経験の有無、後述する“風習についての態度スコア”を含めて、各種スコアなどによって若干の差が認められる〔統計表：第2表参照〕。

第3に、貸家を探していたある在日外国人が適当なマンションをみつけたので申し込んだところ、外国人ということで貸すのをことわった家主の態度についての意見〔質問1C〕をみると、この場合には、「外国人という理由で、マンションを貸すのをことわったのは、差別だと思う」としたものは32.4%にとどまり、「マンションを誰に貸すかは家主の権利であるから、外国人に貸すのをことわっても、差別とはいえないと思う」の34.1%よりも少なく、「いちがいにはいえない」も29.9%で、平均スコアは1.98となっている。地域別でみると、平均は「久米田」と「山直」とがやや高く、「山滝」がかなり低いなど若干の差があり、また、性別などでみると、「20歳代」の平均スコアの高さが目立つほか、人権問題についての研修会などの参加状況、人権侵害についての関心の程度、自分の人権の侵害経験の有無、各種スコアなどとの関係は、この場合にも認められる〔統計表：第3表参照〕。

また、「同和地区」と同じ通学区域（校区）にあることから、せっかく手ごろな家を見つけながら、その家を買うのをみあわせた子どものあるEさんの態度についての意見〔質問1D〕についてみると、『同和地区』の子どもと同じ学校に通わせたくないという態度は、差別だと思う」としたものは45.8%で、21.8%が「子どものことを考えてやめたのだから、差別とはいえないと思う」とし、27.4%が「いちがいにはいえない」としており、平均スコアは2.25となっている。地域別でみると、「葛城」の平均がやや高いが、そのほかはほぼ同じ傾向を示しており、また、性別などでみると、広報紙の閲読状況や人権問題についての研修会などの参加状況、人権侵害についての関心の程度、各種スコアなどによる差はやはり認められる〔統計表：第4表参照〕。

第5に、F君の両親が、Gさんの親類にかつて犯罪をおかした人がいることから、Gさんを気にしているのに、この結婚に反対しているという事例についての意見〔質問1E〕をみると、「本人のことでなく、親類のことで反対しているのは、差別だと思う」としたものが39.7%、「結婚は、本人だけのことでなく、家族全体のことだから、差別とはいえないと思う」は28.4%、「いちがいにはいえない」は27.1%で、「差別だと思う」

がやや多いが、平均スコアは2.12で、“通学区域と住宅”の場合よりわずかではあるが低い。地域別による差はほとんどないが、「光陽」の平均は1点台でやや低い。性別などでみると、「20歳代」の年齢層の平均がやや高く、また、人権問題についての研修会などの参加状況、人権侵害についての関心の程度、自分の人権の侵害経験の有無、各種スコアなどとの関係が認められる〔統計表：第5表参照〕。

以上、“差別”についての考え方を個々の項目ごとに検討したが、質問によってかなり差があり、「差別だと思う」としたものがもっとも多い“就職試験と母子家庭”では67.3%であるが、もっとも少ない“外国人と貸家”では32.4%となっている。このことは、回答者において、“差別”ということについての確固たる基準が保持されていないことを示唆しているとも考えられる。

なお、参考までに、全体として“差別”に対する態度を把握するため、前述した5項目の各回答に与えられたスコアを、回答者ごとに合計する(ただし、「回答なし」に2点を与える)と、各回答者

は最高15点から最低5点までの間のいずれかのスコアを得ることとなる。このようなスコアは、“差別”に対する回答者の態度を示すと考えられるので“差別についての態度スコア”と規定して、その分布と平均を算出し、スコアについて5段階に区分すると図2、第6表ができる。粗点の分布をみると、「15」は222(12.3%)、「14」は194(10.7%)、「13」は260(14.4%)、「12」は262(14.5%)、「11」は252(13.9%)、「10」は255(14.1%)、「9」は188(10.4%)、「8」は105(5.8%)、「7」は56(3.1%)、「6」は12(0.7%)、「5」は3(0.2%)などで、「13」から「10」が多く、平均スコアは11.56となっている。地域別でみると、平均は「山直」や「葛城」がやや高く、「山滝」と「光陽」とがやや低いが、地域による差はあまりなく、性別などでみると、「20歳代」の平均の高さがやや目立ち、広報紙の閲読状況や人権問題についての研修会などの参加状況、人権侵害についての関心の程度、自分の人権の侵害経験の有無、“風習についての態度スコア”などとの関係も認められる。また、“差別”をうけている地区があることをはじめて知った時期や方法によって平均スコアは若干差がある〔統計表：第6表参照〕。

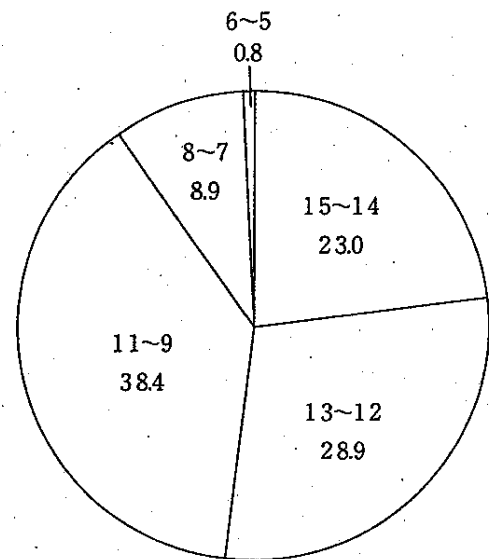


図2 差別についての態度スコア

1-2. 風習についての意見

“差別”についての意識は、伝統的な風習についての考え方とかなり関連していると考えられる。そこで、“[ひのえうま]と結婚”など、7項目の風習についての意見〔質問2〕をきいたが、その結果をまとめると図3および第7表～第13表のとおりであるが、これらの質問も、1988年調査ではふれられていない。なお、この場合にも、「間違っていると思う（気にしていない）」としたものに3点、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」に2点、「当然のことと思う（いつも気にしている）」に1点を与え、「回答なし」を除いて、平均を算出した。

	当然のこと と思う	自分だけ反対 しても仕方が ないと思う	間違っていると思う	回答なし	
「ひのえうま」と結婚	3.7	14.8	77.9	3.6	
結婚式と「大安」	11.7	29.7	54.9	3.6	
結婚相手と家柄	10.1	21.5	64.3	4.1	
結婚相手の身元調査	24.3	24.7	45.9	5.1	
結婚披露宴での家名掲示		49.2	23.4	20.7	6.7
家の建築と方角		50.6	19.9	24.7	4.8
葬式のときの塩まき		46.9	24.1	23.5	5.5

図3 風習についての意見

まず、「ひのえうま」の生まれ、ということ、結婚することをいやがる風習についての意見〔質問2A〕をみると、77.9%が「間違っていると思う（気にしていない）」としており、「当然のことと思う（いつも気にしている）」は3.7%でしかないが、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が14.8%あり、平均スコアは2.77となっている。地域別や性別などでみると、平均は、「土生」や「30歳代」がやや高く、「山滝」や「70歳代」がいくぶん低いが、だいたいの傾向はかわらない〔統計表：第7表参照〕。

第2に、結婚式は「大安」の日でないといく悪いという風習についての意見〔質問2B〕をみると、54.9%が「間違っている」としてはいるが、「当然のことと思う」としたものが11.7%あり、「自分だけ反対しても」も29.7%で、平均スコアは2.45となっている。地域別の差はほとんどなく、性別などでもあまりかわらない〔統計表：第8表参照〕。

第3に、結婚の相手をきめるときに、家柄がよいとかよくないとかいう風習についての意見〔質問2C〕をみると、この場合には、64.3%が「間違っている」としているが、「当然のことと思う」（10.1%）が1割をこえ、「自分だけ反対しても」も21.5%あり、平均スコアは2.57となっている。地域別でみると、「山直」の平均がやや高く、また、性別などでは、「70歳代」以上の高年齢層の平均の低さがやや目立っている〔統計表：第9表参照〕。

また、結婚のときに、相手方の身元を調査するという風習〔質問2D〕の場合は、「間違っている」としたものが45.9%あるが、「当然のことと思う」が24.3%、「自分だけ反対しても」も24.7%で、平均スコアは2.23である。地域別でみると、平均は「野村」が高く、「山滝」が低いなど若干の差があり、また、性別などでみると、若い年齢層の平均が高く、高年齢層の平均が低いなど、年齢による差はかなり大きい〔統計表：第10表参照〕。

次に、結婚式場で「〇〇家、〇〇家結婚披露宴」といった掲示をするという風習についての意見〔質問2E〕についてみると、この場合には、「間違っている」としたものは20.7%にとどまり、49.2%が「当然のことと思う」とし、「自分だけ反対しても」も23.4%で、平均スコアは1.69で、2点をかなり下まわっている。地域別でみると、平均のもっとも高い「土生」でも1.79にとどまり、あまり差はない。性別などでも、「80歳以上」の平均が低いが、だいたいの傾向は同じである〔統計表：第11表参照〕。

他方、家を建てるときに、方角がよいとかよくないとかいう風習についての意見〔質問2F〕をみると、この場合も、「間違っている」としたものは24.7%で、50.6%が「当然のことと思う」とし、「自分だけ反対しても」も19.9%で、平均スコアは1.73となっている。地域別でみると、平均は「岸城」がやや高く、「山滝」がかなり低い、傾向は同じである。性別などでみると、「男性」の方が平均は高く、また、「80歳以上」の平均の高さがやや目立っているが、傾向そのものはかわらない〔統計表：第12表参照〕。

最後に、葬式のときに、塩をまくという風習〔質問2G〕の場合をみると、この場合にも、「間違っている」は23.5%にとどまり、46.9%が「当然のことと思う」とし、「自分だけ反対しても」も24.1%で、平均スコアは1.75で、1点台となっている。地域別でみると、「山滝」の平均がかなり低いほかはあまり差はなく、性別などでみると、「男性」と「80歳以上」の平均がやや高いが、傾向はかわらない〔統計表：第13表参照〕。

個々の風習についての意見は以上のとおりであり、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない」という意見をもつものがかなりあり、「「大安」と結婚式」では3割近くになっており、「当然のことと思う」としたものはそれほどではなくても、「自分だけ反対しても仕方がない」を合わせるとかなりの割合となる場合が少なくない。

なお、この場合にも、風習についての態度を要約的にみるために、前述した各項目の回答に与えられたスコアを回答者ごとに合計する（ただし、「回答なし」には2点を与える）と、各回答者は、最高21点、最低7点のスコアを得ることとなる。このようなスコアは、“風習についての態度スコア”と規定できると考えられるが、スコアを5段階に区分して、その分布と平均を算出すると図4、第14表に示すとおりである。参考までに、粗点についてみると、「21」は115（6.4%）、「20」は55（3.0%）、

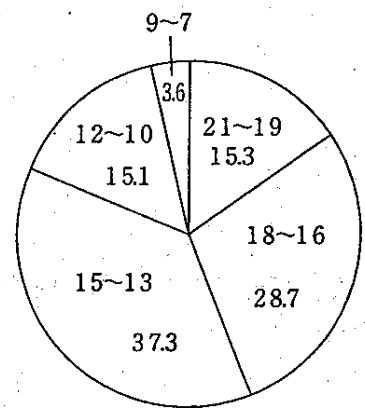


図4 風習についての態度スコア

「19」は106（5.9%）、「18」は133（7.4%）、「17」は205（11.3%）、「16」は182（10.1%）、「15」は249（13.8%）、「14」は216（11.9%）、「13」は209（11.6%）、「12」は116（6.4%）、「11」は101（5.6%）、「10」は56（3.1%）、「9」は39（2.2%）、「8」は15（0.8%）、「7」は12（0.7%）で、平均スコアは15.15となっている。地域別で見ると、平均のもっとも高いのは「野村」の15.56で、最低は「山滝」の14.29であるが、だいたいの傾向はかわらない。性別などでみても傾向は同じであるが、「男性」や「30歳代」、岸和田市での居住期間が「2年未満」のものなどの平均がやや高く、60歳以上の年齢層や岸和田市での居住期間が「30年以上」のものなどの平均がやや低く、人権問題についての研修会などの参加状況や自分の人権の侵害経験の有無、“差別についての態度スコア”などとの関係も認められる。また、“差別”をうけている地区があることをはじめて知った時期や方法によって、平均スコアは若干の差がある〔統計表：第14表参照〕。

第2章 差別の現状と人権問題について

2-1. 差別の現状について

日本社会での結婚や就職などの社会生活のなかでの「女性に対する差別」など4項目についての差別の現状についての意見〔質問3〕をきくと、その結果は図5、第15表～第18表のとおりである。

	かなりある と思う	少しはあると思う	ほとんどない と思う	ない と思う	わから ない	回答 なし	
女性に対する差別	30.2	49.7	9.6	4.8	3.2		-2.5
障害者に対する差別	45.6	35.0	8.3	5.0	3.3		-2.8
在日韓国・朝鮮人に対する差別	42.3	36.0	7.2	4.9	6.6		-2.9
「同和地区」住民に対する差別	37.6	33.8	11.3	5.8	8.6		-2.9

図5 日本社会での差別の存在についての意見

まず、「女性に対する差別」の状況についての意見〔質問3A〕をみると、30.2%が「かなりあると思う」とし、「少しはあると思う」としたものも49.7%で、両方を合わせると8割弱で、「ないと思う」は4.8%、「ほとんどないと思う」も9.6%にとどまっている。地域別で見ると、「山滝」の「かなりあると思う」がやや少ないが、あまり差はない。性別などでみても、だいたいの傾向はかわらないが、高年齢層や人権問題などについての啓発活動にあまり接触していないもの、人権侵害にあまり関心がないものなどの「かなりあると思う」がいくぶん少ない。各種スコアとの関係を見ると、“差別についての態度スコア”とは若干の相関が認められるが、“風習についての態度スコア”との関係はあまりない〔統計表：第15表参照〕。なお、1988年調査では、「かなりあると思う」8.8%、「あると思う」48.2%、「ほとんどないと思う」19.1%、「ないと思う」8.4%、「どちらとも言えない」6.0%、「わからない」2.2%、「回答なし」7.3%で、回答肢が若干異なるから、厳密な比較はできないが、本調査の方が差別の存在を認めるものがかかり多くなっていると考えられる。

次に、「障害者に対する差別」の場合〔質問3B〕であるが、45.6%が「かなりあると思う」とし、「少しはあると思う」も35.0%で、これらの合計は8割をこえており、「ないと思う」は5.0%、「ほとんどないと思う」も8.3%にとどまっている。地域別や性別などでみても傾向はかわらないが、高年齢層や人権侵害にあまり関心がないもの、“差別

についての態度スコア”の低いものなどの「かなりあると思う」がいくぶん少ない〔統計表：第16表参照〕。なお、1988年調査の場合は、「かなりあると思う」23.3%、「あると思う」48.1%、「ほとんどないと思う」9.4%、「ないと思う」6.0%、「どちらとも言えない」4.0%、「わからない」2.5%、「回答なし」6.8%などとなっており、回答肢が若干異なるが、差別の存在を認めるものは今回の調査の方が若干多くなっていると考えられる。

また、「在日韓国・朝鮮人に対する差別」の現状についての意見〔質問3C〕をみると、この場合にも42.3%が「かなりあると思う」とし、「少しはあると思う」も36.0%で、これらを合わせると8割に近く、「ないと思う」は4.9%、「ほとんどないと思う」も7.2%しかない。地域別などでみても傾向はかわらないが、「かなりあると思う」としたものは「光陽」や「60歳代」、「70歳代」などがいくぶん少なく、「山滝」がかなり多い。なお、各種スコアとの関係はあまり認められない〔統計表：第17表参照〕。1988年調査の場合は、「かなりあると思う」24.6%、「あると思う」46.5%、「ほとんどないと思う」8.4%、「ないと思う」3.7%、「どちらとも言えない」4.9%、「わからない」5.1%、「回答なし」6.8%などで、回答肢が若干異なるとしても、この場合にも、差別の存在を認めるものは今回の調査の方が若干多くなっていると考えられる。

第4に、「『同和地区』住民に対する差別」について〔質問3D〕をみると、37.6%が「かなりあると思う」とし、「少しはあると思う」も33.8%で、これらを合わせると7割をこえているが、「ないと思う」が5.8%、「ほとんどないと思う」も11.3%ある。地域別などでみても傾向はかわらないが、この場合にも、「かなりあると思う」は「光陽」や「60歳代」、「70歳代」などがいくぶん少なく、「山滝」がやや多い。また、自分の人権が侵害された経験の有無や“差別についての態度スコア”とは若干の関係が認められるが、人権問題についての啓発活動の接触状況や“風習についての態度スコア”との関係はあまり認められない〔統計表：第18表参照〕。なお、1988年調査では、「かなりあると思う」23.5%、「あると思う」39.8%、「ほとんどないと思う」12.7%、「ないと思う」5.7%、「どちらとも言えない」4.6%、「わからない」7.4%、「回答なし」6.4%で、回答肢が若干異なるから、厳密な比較はできないが、本調査の方が差別の存在を認めるものがわずかではあるが多くなっていると考えられる。

2-2. 結婚についての意見

結婚は、ふたりの合意により成立することになっているが、いろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがある。そこで、このことについての意見〔質問4〕をきくと、その結果は図6、第19表のとおりであり、「当人同士の合意があればよい。

まわりの意見に左右されるべきではない」としたものは14.7%であるが、77.2%が「家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである」としており、「当人同士の合意も無視できないが、どちらかといえば、家族やまわりの人の意見が、より尊重されるべきである」は4.7%、「家族やまわりの人の意見が、尊重されるべきである」は1.1%にとどまっている。地域別や性別などでみてもあまり差はないが、各種スコアとの関係はわずかではあるが認められる〔統計表：第19表参照〕。なお、1988年調査ではふれられていない。

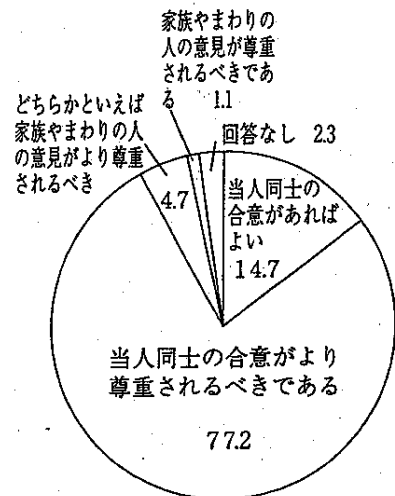


図6 結婚についての意見

2-3. 日本の人権問題についての意見と関心のある人権問題

“今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である”など、日本の人権問題について2種の意見をあげて、それについての考え方をきいた〔質問5〕結果をまとめると図7、第20表～第21表ができる。なお、1988年調査ではふれられていない。

	そう思う	いちがいにいえない	そう思わない	回答なし
「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」	17.2	57.9	19.4	5.5
「国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっている」	37.6	34.1	21.9	6.4

図7 日本の人権問題について

まず、“今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である”という意見の場合〔質問5A〕をみると、「いちがいにいえない」(57.9%)としたものが多く、「そう思う」は17.2%、「そう思わない」は19.4%で、ほとんど差がない。地域別でみると、「岸城」と「北」では「そう思う」の方が「そう思わない」よりも多いが、その差はわずかである。性別などでみると、若い年齢層や自分の人権が侵害されたことが「ある」としたものの、各種スコアの高いものなどでは「そう思わない」がかなり多くなっていることが注意を引く〔統計表：第20表参照〕。

また、「国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっている」という意見〔質問5B〕についてみると、この場合には、37.6%が「そう思う」としており、「そう思わない」は21.9%、「いちがいにいえない」も34.1%となっている。地域別でみると、「野

村]、「山滝」、「光陽」などでは、「そう思う」としたものが「そう思わない」よりも20%以上も多くなっている。性別などでみると、「70歳代」や啓発活動によく接触しているもの、人権侵害に関心のあるものなどの「そう思う」が多くなっているが、各種スコアとの関係はあまり認められない〔統計表：第21表参照〕。

ところで、日本の社会には、基本的人権にかかわるいろいろな問題があるが、「学校での『いじめ』や『体罰』など、子どもの人権に関する問題」など7項目をあげて、関心のある人権問題〔質問6〕を重複回答方式できくと、その結果は図8、第22表のとおりであり、「学校での『いじめ』や『体罰』など、子どもの人権に関する問題」(76.9%)をあげたものももっとも多く、「障害者の人権に関する問題」(55.3%)が続き、以下、「『同和地区』の人の人権に関する問題」の38.0%、「女性の人権に関する問題」の37.3%、「在日韓国・朝鮮人の人権に関する問題」の34.7%、「その他の在日外国人の人権に関する問題」の17.7%、「アイヌ（ウタリ）の人権に関する問題」の14.5%の順となっている。地域別で若干の差がないではないが、だいたいの傾向は同じであり、また、性別などでみると、人権問題などの啓発活動によく接触しているもの、人権侵害について関心があるもの、各種スコアの高いものなどでは、いろいろの問題を多くあげているが、傾向そのものはほとんどかわらない〔統計表：第22表参照〕。「その他」としては、「犯罪による加害者や被害者の人権」10、「貧困者に対する差別」5のほか、「他の地域からの移住者に対する差別」、「職業に対する差別」、「犯罪者の家族の人権」、「高齢者の人権」、「マスコミ等による犯罪容疑者に対する人権」などが各3、「職場での差別」、「年齢差によ

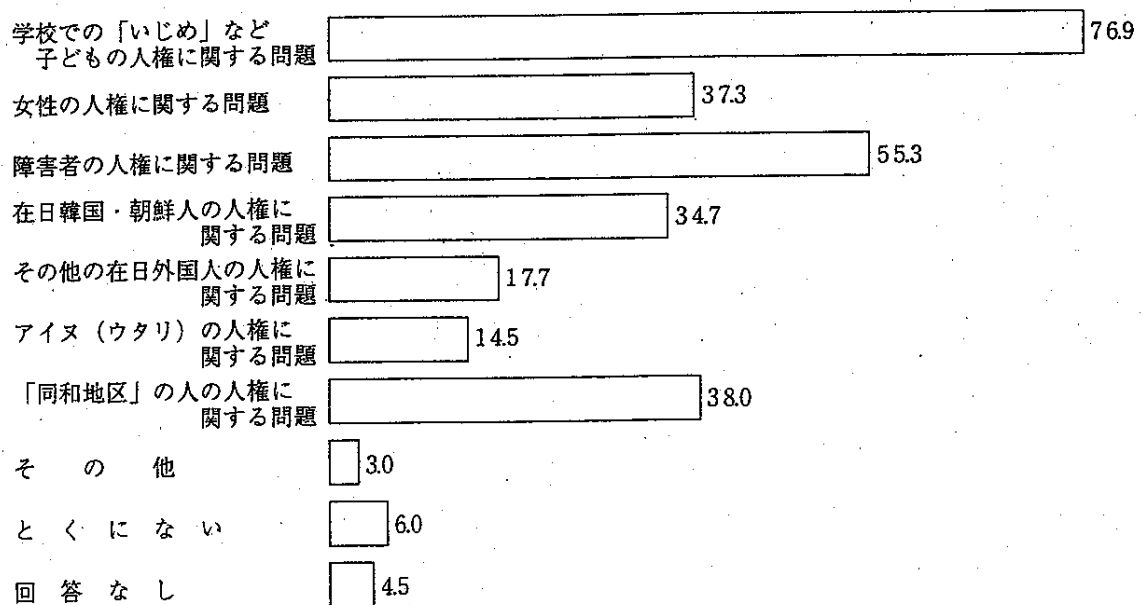


図8 関心のある基本的人権にかかわる問題について

る差別]、「母子家庭に対する差別」、「ホームレスの人権」、「低学歴者に対する差別」などが各2、「人種差別」、「事件や事故などの関係者の人権」、「嫁の人権」、「教師の人権」、「刑余者に対する差別」、「信仰に対する差別」、「思想に対する差別」、「病気に対する差別」、「弱者の人権」、「幼児虐待」、「H I V感染者に対する差別」、「肉体的ハンデに対する差別」、「特定の地域に対する差別」などが各1あるほか、「人間が一番偉いという考え方」、「人権派といわれる人たちの行き過ぎた言動」、「公立幼稚園の入園制限」、「在日米軍の治外法権」などが各1あげられている。なお、1988年調査ではふれられていない。

2-4. 見聞きしたことがある人権にかかわる国際的事項

人権問題についての意識と関連して、「世界人権宣言」など7種類の人権にかかわる国際的事項の認知状況〔質問7〕を重複回答方式できいた結果を図9、第23表でみると、もっとも多くのものがあげているのは「世界人権宣言」の62.6%で、「人種差別撤廃条約」の48.3%が続き、以下、「児童(子ども)の権利条約」の38.0%、「女子差別撤廃条約」の34.9%、「難民条約」の28.4%、「国際人権規約」の21.7%、「人権教育のための国連10年」の14.8%となっている。地域別でもあまり差はないが、「野村」では「世界人権宣言」などが他の地域よりもやや多くあげられている。性別などでみても傾向はかわらないが、この場合にも、人権問題などの啓発活動によく接触しているもの、人権侵害について関心があるもの、各種スコアの高いものなどでは、いろいろの事項を多くあげている〔統計表：第23表参照〕。1988年調査ではふれられていないので比較できない。

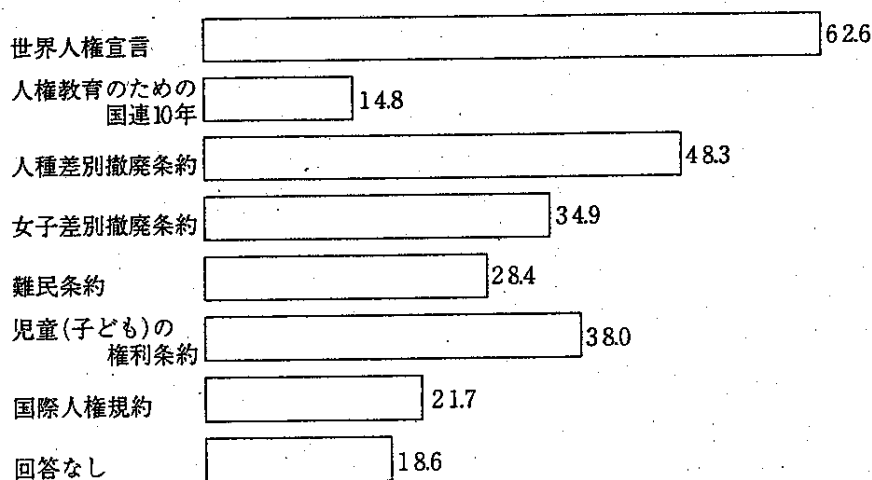


図9 見聞きしたことがある国際的事項について

2-5. 人権侵害について

人間はみな幸せに生きていく権利をもっており、この権利が不当に侵されることを人権侵害というが、人権侵害について、まず、この問題に関心があるかどうか〔質問8〕

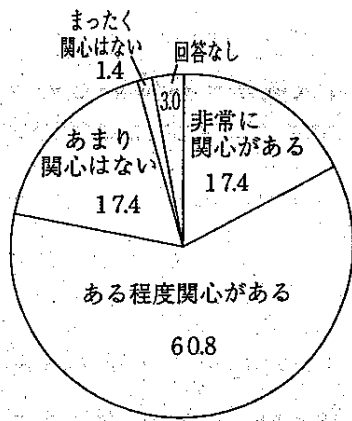


図10 人権侵害の問題への関心

をきいた結果を図10、第24表でみると、「非常に関心がある」としたものは17.4%であるが、60.8%が「ある程度関心がある」としており、「まったく関心はない」は1.4%、「あまり関心はない」は17.4%となっている。地域別でもあまり差はなく、性別などでも傾向はかわらないが、「70歳代」や啓発活動によく接触しているもの、自己的人権が侵害された経験をもっているもの、各種スコアの高いものなどでは、「非常に関心がある」としたものが多い〔統計表：第24表参照〕。なお、1988年調査ではふれられていない。

次に、今までに、他人の人権を侵害したことがあるかどうか〔質問9〕をきくと、図11、第25表に示すように、「他人の人権を侵害したことがある」としたものは3.5%であるが、58.5%が「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」としており、「とくにない」は35.0%で、地域別や性別などでみてもあまり差はない〔統計表：第25表参照〕。この質問も1988年調査ではふれられていない。

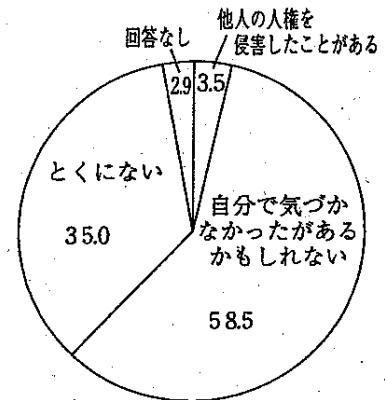


図11 他人の人権を侵害した経験の有無

他方、今までに、自己的人権が侵害されたと思ったことがあるかどうか〔質問10〕について図12、第26表をみると、23.6%が「人権が侵害されたことがある」としている。地域別の差はあまりないが、「侵害されたことがある」としたものは「葛城」がやや多く、「光陽」がやや少ない。性別などでみると、人権侵害に関心のあるものの「侵害されたことがある」がやや多いが、各種スコアとの関係はそれほど認められない〔統計表：第26表参照〕。この質問も1988年調査ではふれられていないから比較できない。

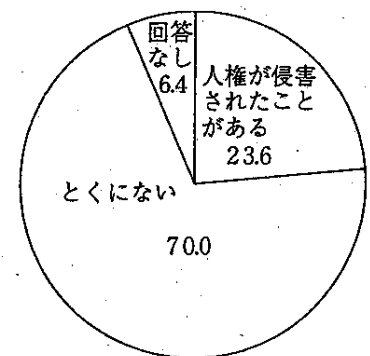


図12 自己的人権が侵害された経験の有無

また、これまでに侵害されたことがあるかどうかは別として、もし自己的人権を侵害された場合、まずどのような対応をするか〔質問11〕をきいたが、その結果は図13、第27表のとおりであり、「身近な人に相談する」としたものが42.3%でもっとも多く、「相

手に抗議する」の24.7%が続いており、「黙ってがまんする」(7.2%)、「法務局又は、人権擁護委員に相談する」(4.1%)、「市役所に相談する」(3.6%)、「弁護士に相談する」(3.5%)、「警察に相談する」(1.8%)、「有力者に相談する」(0.9%)などは、いずれも1割以下となっている。地域別や性別などでみると、若干の差がないではないが、だいたいの傾向はかわらない〔統計表:第27表参照〕。「その他」としては、「しかるべき制裁を加える」、「相手をどつく」、「当初のみ静観し、後に抗議する」、「訴える」、「気にしない」、「結婚を理由に主要な職を与えられなかったので、職業安定所に相談した」などが各1あげられているほか、「内容や程度による」が6あげられている。なお、この場合も1988年調査ではふれられていない。

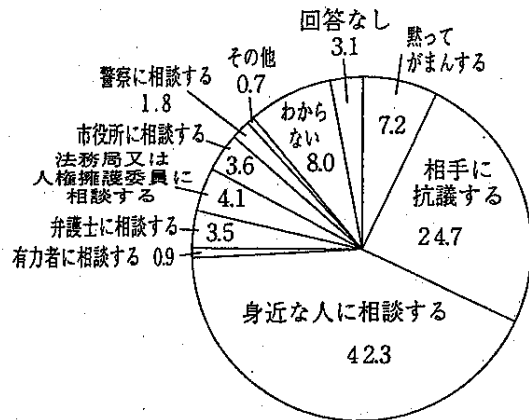


図13 自分の人権が侵害された時の対応について

第3章 「同和問題」について

3-1. 「同和地区」の認知時期と認知方法

日本の社会に、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」とかいはれて、「差別」をうけている地区があることをはじめて知った時期〔質問12〕をきいた結果は図14、第28表のとおりであり、「小学校に入る前（6歳未満）」としたものが3.5%あるが、「小学校のころ（6～12歳未満）」が45.1%でもっとも多く、「中学生（高等小学校）のころ（12～15歳未満）」も22.2%で、これらを合わせると、70.8%が義務教育修了前に認知したこととなり、「高校生（旧制中学校の上級生）のころ（15～18歳未満）」は8.1%、「18～19歳のころ」は4.6%、「20歳以上」は6.6%で、「『同和地区』のことは知らなかった」としたものは1.5%にとどまっている。地域別の差はあまりないが、性別などでみると、若い年齢層の「小学校のころ」が多く、高年齢層ほど「小学校に入る前」が多くなっていることが注意を引く〔統計表：第28表参照〕。1988年調査では、「小学校に入る前（6歳未満）」4.0%、「小学校のころ（6～12歳未満）」40.7%、「中学校・高等小学校のころ（12～15歳未満）」26.1%、「高校・旧制中学校のころ（15～18歳未満）」8.7%、「18歳以降」11.1%、「おぼえていない」7.0%、「『被差別部落』とか『同和地区』があることを知らない」1.3%、「回答なし」1.1%などで、回答肢が若干異なるが、「小学校のころ」がやや多くなり、「中学生のころ」がいくぶん少なくなっているが、ほとんど差はないと考えられる。

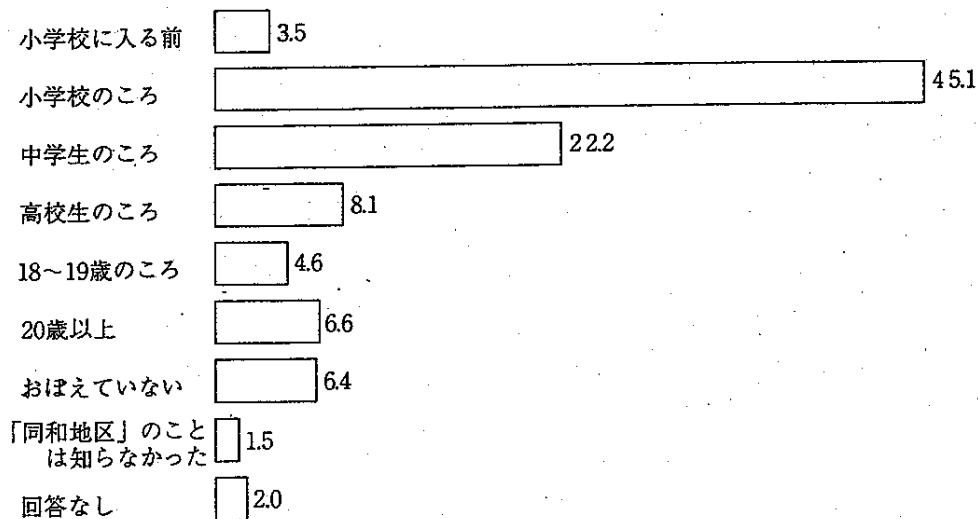


図14 “差別”をうけている地区があることをはじめて知った時期

次に、「同和地区」があることをはじめて知ったのはどういうことからか〔質問13〕をきいた結果を図15、第29表でみると、「学校の授業で教わった」（26.9%）と「父母や

家族からきいた」(26.8%)
 とをあげたものが多く、そのほかとしては、「学校の友だちからきいた」(10.7%)が1割をこえているが、「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った」(6.1%)、「近くに『同和地区』があった」(5.7%)、「近所の人からきいた」(5.1%)、「職場の人からきいた」(4.6%)、「講演会、研修会などできいた」(2.1%)、「府県・市町村の広報紙で読んだ」(2.1%)などはいずれも1割以下で、「インターネットなどパソコン通信で知った」は皆無

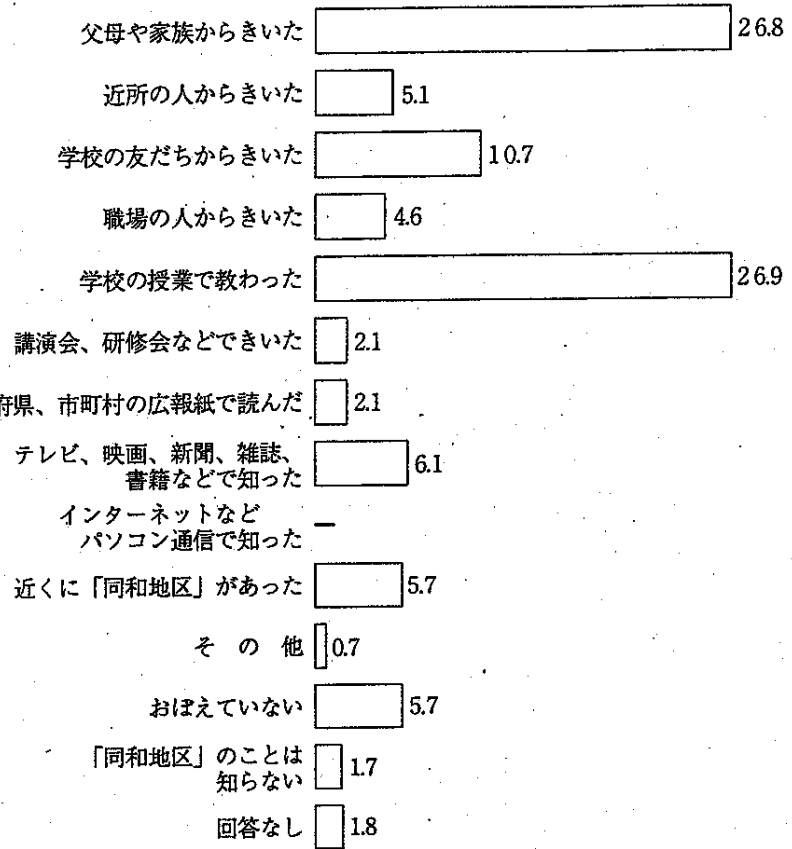


図15 “差別”をうけている地区があることをはじめて知った方法

であり、「父母や家族から」、「近所の人から」、「学校の友だちから」、「職場の人から」、「近くに『同和地区』があった」など、日常生活のなかで知ったと考えられるものの合計は52.9%となっている。地域別でみると、若干の差がないではないが、だいたいの傾向は同じであり、性別などでみても傾向はかわらないが、若い年齢層ほど「学校の授業で」としたものが多く、「20歳代」や「30歳代」では6割前後もあり、高年齢層では「父母や家族から」が多くなっていることが注意を引く。“差別”をうけている地区があることをはじめて知った時期との関係を見ると、「小学校に入る前」の場合は「父母や家族から」が半数をこえ、「小学校のころ」や「中学生のころ」、「高校生のころ」では「学校の授業で」と「父母や家族から」とが多く、18歳以上では「職場の人から」と「テレビ、映画などで」が多いなど、認知時期によってかなりの差が認められる〔統計表：第29表参照〕。1988年調査では、「父母や家族からきいた」29.5%、「近所の人からきいた」6.7%、「学校の友だちからきいた」15.8%、「職場の同僚からきいた」3.7%、「学校の授業で習った」20.9%、「講演会、研修会などできいた」1.5%、「府県や市町村の広報紙でよんだ」4.6%、「テレビ、新聞、本などで知った」5.2%、「その他」2.2%、「おぼえていない」8.4%、「回答なし」1.3%であったから、本調査の場合には、「学校の授業で」が若干多

くなり、「学校の友だちから」と「父母や家族から」とがやや少なくなっている。なお、「その他」としては、「姉の彼が『同和地区』の人だった」、「結婚の時に、相手の親が『同和地区』との関係を心配している、ということで知った」、「『同和地区』の友人がいる、という人からきいた」、「子どもが通っている学校からの手紙で知った」、「小学生のころ通っていた塾で」、「PTAの『同和教育』で」、「つきあっている人から」、「『同和地区』を通りかかった時に友だちからきいた」、「道に迷い、偶然『同和地区』の中に入ってしまったので」、「新入社員の研修で」などが各1あげられている。

3-2. 「同和地区」の形成理由について

次に、「同和地区」がどういう理由でできたか〔質問14〕をきいた結果は図16、第30表のとおりであり、「『同和地区』は、近世封建時代に、支配者によって政治的につくられたから」としたものがもっとも多いが、45.1%にとどまり、「『同和地区』の人は、特定の職業に従事していたから」が24.7%によってあげられ、また、「『同和地区』の人は、人種や民族がちがうから」が5.2%、「『同和地区』の人は、神道や仏教で禁じられている

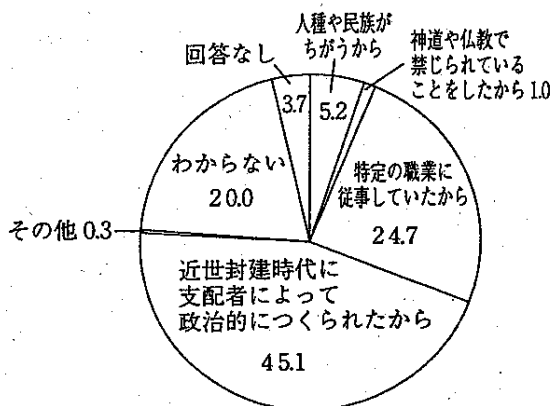


図16 「同和地区」の形成理由について

ことをしたから」が1.0%で、20.0%が「わからない」とし、「回答なし」も3.7%存在している。地域別や性別などでみても傾向はかわらないが、人権問題などの啓発活動によく接触しているものや人権侵害に関心をもっているもの、各種スコアの高いものなどの「近世封建時代に、支配者によって政治的につくられた」が多くなっている。また、“差別”をうけている地区があることをはじめて知った時期や方法によって若干

の差があるが、「小学校に入る前」に知ったとしたものの「人種や民族がちがうから」が1割をこえていることは、少数ではあるが注意を引く〔統計表：第30表参照〕。1988年調査では、「人種や民族が違うから」7.3%、「神道や仏教で禁じられたことをしていたから」1.6%、「民衆を支配するために、政治的に身分がつくられたから」48.9%、「職業が違っていただけ」13.9%、「その他」2.2%、「わからない」24.2%、「回答なし」1.8%であった。回答肢がやや異なるから、厳密な比較はできないが、今回の調査では、“職業起源説”がかなり多くなり、“政治起源説”がやや少なくなっている。なお、「その他」としては、「犯罪者の子孫」、「汚いことをしていたから」、「国が勝手につくった」などが各1あげられている。

3-3. 世間の人が「同和地区」の人を意識するとき

世間の人びとは、どういう場合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識したりしていると思うか〔質問15〕を重複回答方式できくと、その結果は図17、第31表のとおりであり、「『同和地区』の人と結婚するとき」が75.2%という多数によってあげられているが、「『同和地区』の人と隣近所で生活するとき」(25.8%)、「『同和地区』の人を雇うとき」(22.2%)、「『同和地区』の子どもと同じ学校に通学するとき」(20.2%)などとしたものも2割台あり、「『同和地区』の人と、仕事の上でかかわりをもつとき」(12.9%)、「『同和地区』の人と同じ職場で働くとき」(11.4%)、「『同和地区』の人と、同じ団体(町内会、自治会、PTA、婦人会など)のメンバーとして活動するとき」(8.9%)、「『同和地区』の人と飲食したり、つきあったりするとき」(7.1%)、「『同和地区』の人の店で、ものを買うとき」(4.0%)などをあげたものもほぼ存在しており、「とくに意識していないと思う」としたものは15.3%にとどまっている。地域別や性別などでみると、「20歳代」や岸和田市での居住期間の短いものの「隣近所で生活するとき」が多くあげられていたり、「同和地区」があることを「学校の授業で」はじめて知ったものが多いことを多くあげているなど、若干の差が認められるが、だいたいの傾向はかわらない〔統計表:第31表参照〕。「その他」としては、「団体行動をとるとき」と「初対面のとき」とが各2のほか、「『同和地区』の中を車で通るとき」、「『同和地区』の人

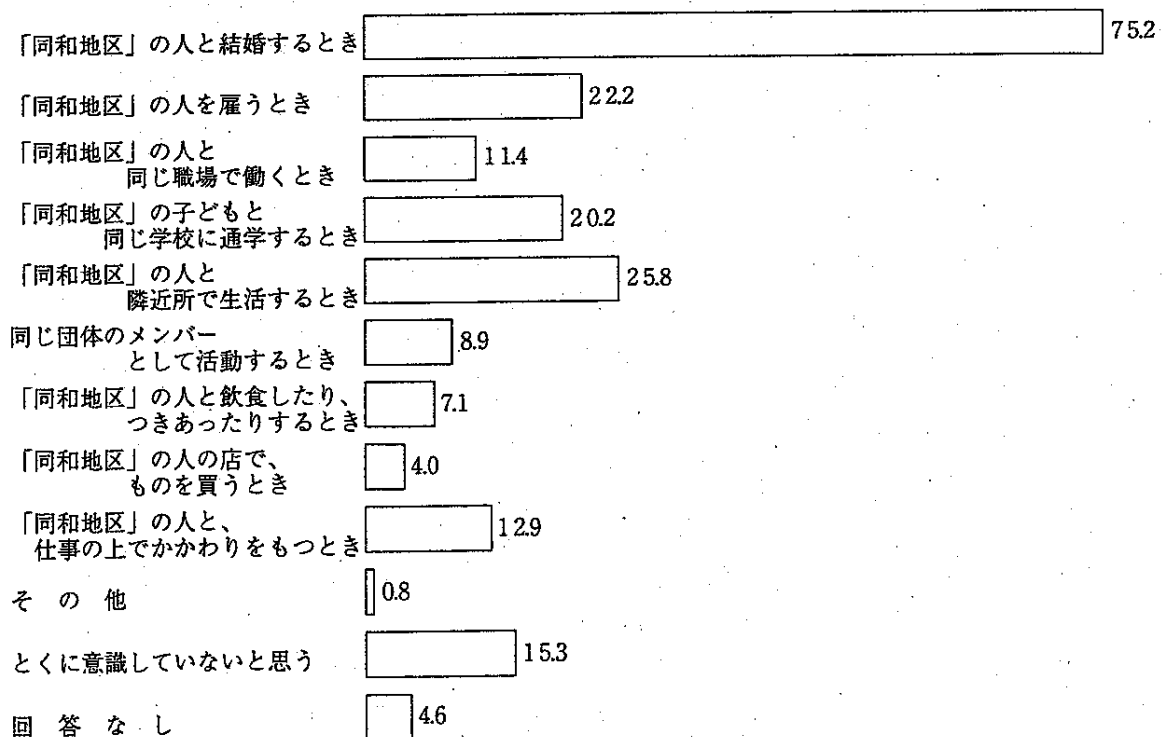


図17 「同和地区」外の人「同和地区」の人を意識する場合

と交通事故を起こしたとき」、「『同和地区』の住宅が新築されるとき」、「家賃などの割引など、特別待遇をうけていると聞いたとき」、「人権問題の講演会のとき」、「啓発活動をしすぎることで」、「些細なことで、“差別”“差別”と騒ぎたてるとき」などが各1あげられている。なお、1988年調査ではふれられていない。

3-4. 差別的言動について

次に、最近、「同和地区」に対する差別的な発言や行動を見聞きしたことがあるかどうか〔質問16〕をきいた結果を図18、第32表でみると、「見聞きしたことがある」としたものは26.6%で、地域別でみると、「山滝」と「野村」では3割以上が「見聞きした」としており、また、性別などでみると、人権侵害に関心の強いもの、自分の人権が侵害された経験のあるものなどに「見聞きした」が多い〔統計表:第32表参照〕。1988年調査では、「見聞きしたことがある」58.8%、「見聞きしたことがない」26.2%、「回答なし」14.9%であったから、今回の「見聞きした」は大幅に減少している。

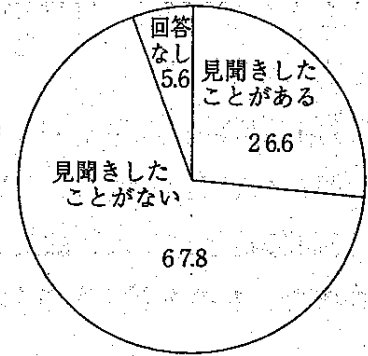


図18 「同和地区」に対する差別的な言動を見聞きした経験の有無

差別的な発言や行動を見聞きした経験は以上のとおりであるが、参考までに、「見聞きしたことがある」としたものに、差別的言動をした人〔質問16-1〕を重複回答方式できくと、図19、第33表に示すように、「友人、知人」をあげたものが46.2%でもっとも多く、そのほかとしては、「父母や家族」(23.3%)、「職場の上司や同僚」(22.9%)、「近所の人」(21.0%)などがそれぞれ2割強あげられている。地域別や性別などでみると、「春木」や「葛城」、「20歳代」、岸和田市での居住期間が2年以上10年未満のものなどの「父母や家族」、「山滝」や70歳以上の年齢層などの「近所の人」、「北」の「職場の上司や同僚」などが多いなど、若干の差が認められるが、だいたいの傾向はかわらない。

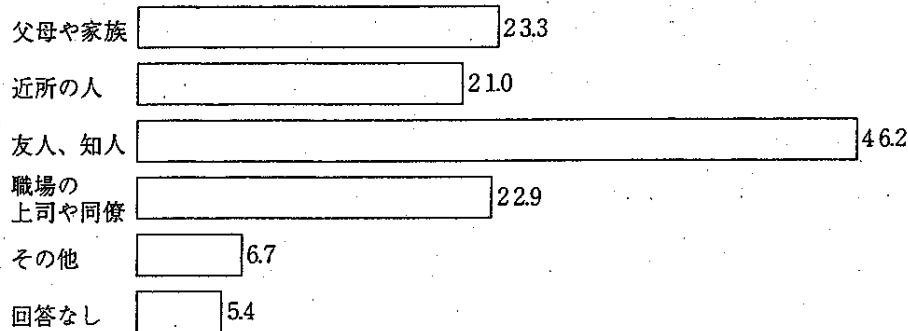


図19 「同和地区」に対する差別的な言動をした主体について

なお、人権問題についての啓発活動の接触状況や各種スコアとの関係はあまり認められない〔統計表：第33表参照〕。1988年調査とは回答肢がかなり異なっているため、比較は差し控える。なお、「その他」としては、「テレビで」5、「親戚」3のほか、「主人の両親」、「友人の両親」、「従業員」、「婦人会の役員」、「勉強をみていた中学生」、「公園でよく会う人」、「仕事の相手」、「職場の研修で」、「研修の資料で」、「結婚についての講演の中で」、「理髪店で」、「電車の中の他人の会話」、「電車の中での酔っぱらいが『俺は同和地区の人間だ』と叫んでいた」、「知人が、接触事故を起こしたとき、警察の人に、『相手が同和地区の人なので諦めなさい』といわれたのをきいた」、「新聞などで」、「トイレの落書き」などが各1あげられている。

また、差別的な言動を見聞きした際どうしたか〔質問16-2〕について図20、第34表をみると、51.4%が「差別と気づいたが、誤りを指摘できなかった」とし、「その時差別と気づかずに、見過ごした」が16.6%、「誤りを指摘したが、説得できなかった」も15.8%となっているが、「反省を求めて説得した」としたものが8.1%ではあるが存在している。地域別や性別などでみても、若干の差がないではないが、だいたいの傾向はかわらない〔統計表：第34表参照〕。1988年調査では、「差別と気づいたが、誤りを指摘できなかった」43.3%、「その時は差別と気づかずに、見過ごした」25.2%、「誤りを指摘したが、説得できなかった」9.3%、「反省を求めて説得した」3.7%、「その他」9.0%、「回答なし」9.5%であったから、だいたいの傾向は同じであるが、「誤りを指摘したが、説得できなかった」と「反省を求めて説得した」は、今回の方がやや多くなっている。なお、「その他」としては、「価値観の個人差なので、干渉すべきでない」5のほか、「差別とは思ったが、誤りとは思わなかった」、「『同和地区』の人の方が強くなったので、差別はこれまでと反対になっている」、「ある程度は仕方がないと思っている」、「とくになんとも思わなかった」、「同感した」などが各2、「関係団体と協議した」、「あとで、両親と相談した」、「これまで何度も説得したが、聞く耳をもたないので、聞かない振りをして

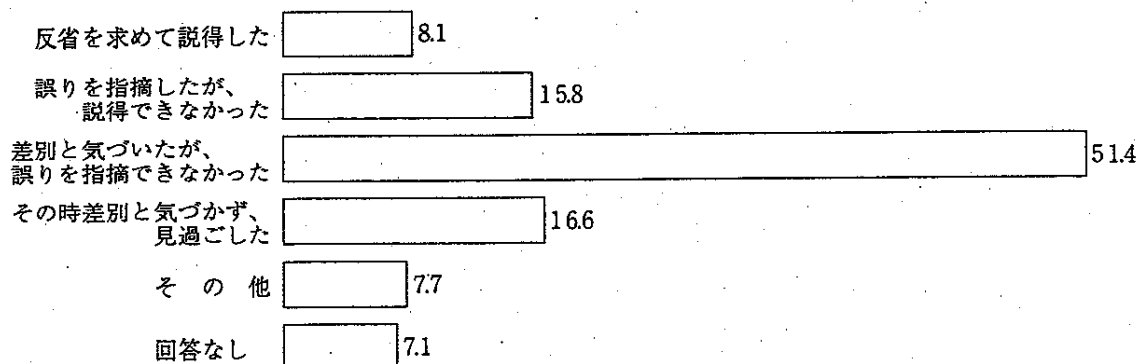


図20 「同和地区」に対す差別的な言動を見聞きしたときの措置について

いた」、「差別している本人は、実は差別されている側だと思った」、「差別はいけないと思った」、「仕事上のことだったので、そのまま聞いておいた」、「資料だったので、何もなかった」、「ホンネとタテマエについて考えさせられた」、「行政から優遇されている以上は、仕方がないと思った」、「間接的で、すぐそばにいたわけではないので、指摘しなかった」、「わかってはいるが、どうすればよいかわからなかった」、「わからない言葉が多く、理解できなかった」、「無視した」などが各1あげられている。

3-5. 「同和地区」の人との結婚について

「同和地区」の人との結婚についてであるが、まず、既婚者に対して、かりに子どもの結婚相手が「同和地区」の人とわかった場合どうするか〔質問17A〕について図21、第35表をみると、「親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する」としたものは32.4%であるが、39.2%が「親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない」としており、「絶対に結婚は認めない」は8.4%、「家族の者や親せきの反対があれば、結婚は認めない」は8.1%となっている。

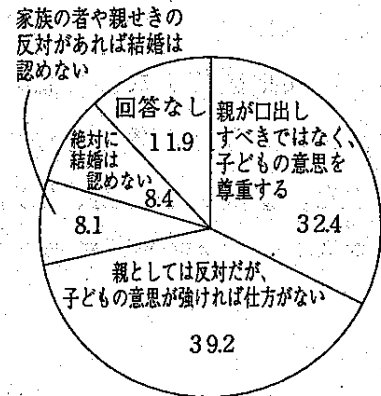


図21 「同和地区」の人との結婚についてA 既婚者の場合

「絶対に結婚は認めない」は8.4%、「家族の者や親せきの反対があれば、結婚は認めない」は8.1%となっている。地域別の差はあまりないが、「山滝」の「親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する」が、他の地域よりもかなり少ないことが注意を引く。性別などでみても傾向はかわらないが、人権問題などの啓発活動によく接触しているものや人権侵害に関心をもっているもの、各種スコアの高いもの、などの「親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する」がやや多い〔統計表：第35表参照〕。なお、1988年調査ではふれられていない。

他方、未婚者に対して、「同和地区」の人と結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けたらどうするか〔質問17B〕をきいた結果を図22、第36表でみると、「回答なし」(42.3%)が多いからはっきりしたことはいえないが、「自分の意思を貫いて結婚する」としたものは10.0%にとどまるが、32.4%が「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する」としており、「家族の者や親せきの反対があれば、結婚しない」は10.6%、「絶対に結婚しない」は4.7%となってい

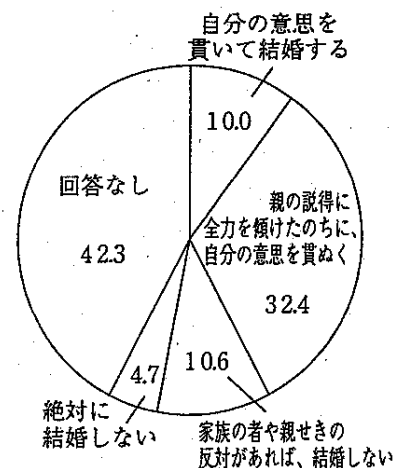


図22 「同和地区」の人との結婚についてB 未婚者の場合

る。地域別や性別などでみると、「野村」や「男性」、「20歳代」の「自分の意思を貫いて結婚する」がやや多いことが目立つが、だいたいの傾向はかわらない〔統計表：第36表参照〕。なお、1988年調査ではふれられていない。

3-6. 身元調査について

「同和地区」住民に対する結婚差別は、いわゆる“身元調査”とかなりの関連があると考えられる。そこで、回答者自身や回答者の子どもの結婚相手についての“本人の素行や性格について”など6項目に関する調査についての意見〔質問18〕をきいたが、その結果は図23、第37表～第42表のとおりである。なお、1988年調査とは質問が異なるので比較は差し控える。

	必要である	調べることはよくないが 必要である	必要でない	回答なし
本人の素行や性格について	35.8	37.4	19.1	7.7
家族の職業や学歴について	9.3	24.0	54.2	12.5
家族の財産、持家か借家かなどについて	5.2	15.3	66.4	13.1
家族の病歴や障害の有無について	14.4	35.8	37.8	12.0
韓国・朝鮮人であるかどうかについて	18.7	37.5	31.3	12.5
「同和地区」出身者であるかどうかについて	14.2	37.6	35.5	12.7

図23 結婚相手の身元調査について

まず、“本人の素行や性格について”の調査に関する意見の場合〔質問18A〕をみると、35.8%が「必要である」とし、「調べることはよくないが必要である」としたのも37.4%で、「必要でない」は19.1%にとどまっている。地域別や性別などでみてもあまり差はないが、各種スコアとの関係を見ると、スコアが高いほど「必要でない」が多くなっている〔統計表：第37表参照〕。

次に、“家族の職業や学歴について”の調査〔質問18B〕では、「必要である」は9.3%、「調べることはよくないが必要である」も24.0%で、54.2%が「必要でない」としている。

地域別や性別などでみてもだいたいの傾向はかわらないが、この場合にも、各種スコアが高いほど「必要でない」が多くなっている〔統計表：第38表参照〕。

第3に、“家族の財産、持家か借家かなどについて”の場合〔質問18C〕をみると、「必要である」は5.2%、「調べることはよくないが必要である」も15.3%で、66.4%が「必要でない」としており、地域別や性別などの差もあまりないが、各種スコアとは若

干の関係が認められる〔統計表：第39表参照〕。

また、“家族の病歴や障害の有無について”の調査に対する意見〔質問18D〕は、「必要である」14.4%、「調べることはよくないが必要である」35.8%で、“必要”としたものが半数をこえており、「必要でない」は37.8%となっている。地域別や性別などでみても傾向はかわらないが、「20歳代」や各種スコアの高いものほど「必要でない」がやや多くなっている〔統計表：第40表参照〕。

次に、“韓国・朝鮮人であるかどうかについて”の場合〔質問18E〕をみると、「必要である」18.7%、「調べることはよくないが必要である」37.5%で、これらの合計は5割をこえ、「必要でない」は31.3%となっている。この場合にも、地域別や性別などによる差はあまりないが、「20歳代」や各種スコアの高いものの「必要でない」はやはり多くなっている〔統計表：第41表参照〕。

最後に、“「同和地区」出身者であるかどうかについて”の調査の場合〔質問18F〕についてみると、「必要である」は14.2%、「調べることはよくないが必要である」は37.6%で、両方を合わせるとわずかではあるが半数をこえており、「必要でない」は35.5%となっている。地域別や性別などでみても傾向はかわらないが、若い年齢層や人権問題の啓発活動によく接触しているものなどの「必要でない」がやや多くなっており、また、各種スコアとの関係を見ると、スコアが高いものほど「必要である」が少なく、「必要でない」が多くなっている〔統計表：第42表参照〕。

3-7. 「同和問題」の解決方法について

「同和問題」の解決のために必要と思う方法〔質問19〕を重複回答方式で聞いた結果は図24、第43表のとおりであり、「『同和地区』のことや差別のことなど口に出さないうで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」35.2%と「『同和地区』の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」34.7%など、“寝た子を起こすな”とか“部落分散論”といった考え方が多くあげられているばかりでなく、「『同和地区』の人々が、まず差別されないように気をつける」も28.4%で続いており、「人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」26.4%と「差別を営利目的に使うものなど、悪質な差別を法律で規制する」22.4%こそ2割台であるが、「『同和地区』の住宅や生活環境をよくする」16.3%、「『同和地区』の人々の教育、文化水準を高める」15.4%、「『同和地区』の人々に安定した仕事を保障する」14.3%などをあげたものは1割台にとどまっており、4.3%ではあるが「どんなことをしても、部落差別はなくなる」としたものも存在している。地域別でみると、「野村」の「教育活動、啓発活動を積極的に行う」とか「悪質な差別

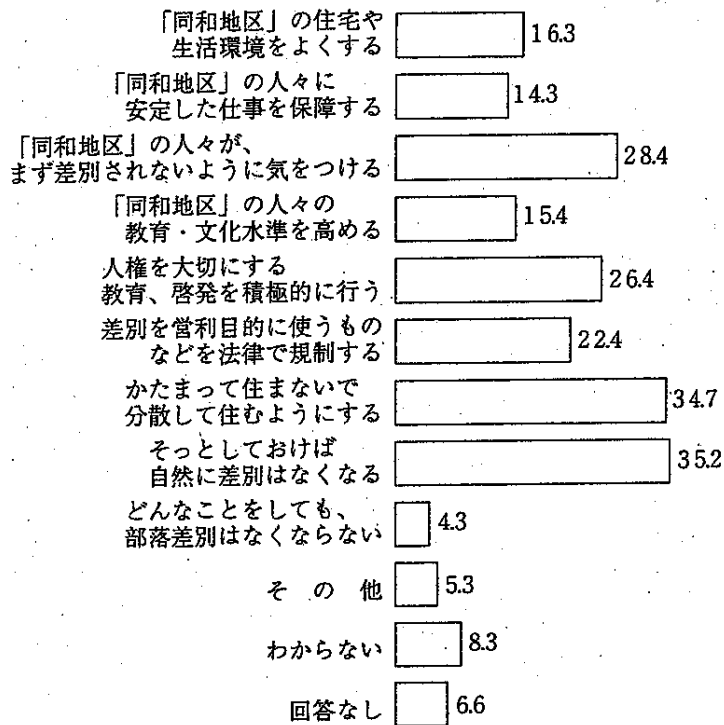


図24 「同和問題」の解決方法について

ている地区があることをはじめて知った時期や方法との関係をもてみたいの傾向はわからない〔統計表：第43表参照〕。1988年調査では、「『同和地区』の住宅や生活環境をよくする」17.0%、「『同和地区』の人々に安定した仕事を保障する」17.7%、「『同和地区』の人々が、まず差別されないように気をつける」32.6%、「『同和地区』の人々の教育、文化水準を高める」17.3%、「人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う」31.5%、「差別を営利目的に使うものなど、悪質な差別を法律で規制する」23.7%、「『同和地区』の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」33.9%、「『同和地区』のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」34.8%、「どんなことをしても、部落差別はなくなる」10.3%、「その他」3.8%、「わからない」5.7%、「回答なし」1.6%であったから、今回の調査との差はほとんどない。なお、「その他」としては、「『同和地区』への特例をなくす」30、「逆差別をなくす」15、「『同和地区』という地区指定をやめる」9、「『同和地区』の中の差別を利用している人をなくす」7、「この種の調査こそ差別だと思う」6、「学校での『同和教育』をやめる」5のほか、「『同和地区』の人の『同和地区』外の人に対する偏見をなくし、歩みよりを」と「『同和地区』の人の意識改革が必要」が各3、「『同和』という言葉をなくす」、「『同和地区』の人が意識しすぎている」、「具体的な歴史を教えることが必要」などが各2、「教師など、人の上にたつ人の考え方を根本的に変える」、「いろいろな分野で活躍している『同和地区』の出身者が、自分も『同和地区』の出身であることを言えば、

を法律で規制する」としたものがやや多いなど、若干の差が認められるが、だいたいの傾向は同じであり、性別などでみても傾向はかわらず、啓発活動によく接触しているものでも“寝た子を起こすな”とか“部落分散論”といった考え方を多くあげていることが注意を引き、また、高年齢層ほど“寝た子を起こすな”といった考え方のものが多く、各種スコアが高いものほど「教育活動、啓発活動を積極的に行う」が多くなっている。参考までに、“差別”され

『同和地区』の人も自信をもてるようになるのではないか、「差別に対する法的措置を」、「『同和地区』の人が、もっと自分を大切にする」、「『同和地区』の人は甘えないで、自立することが大切」、「『同和地区』の人は、カゲグチをたたかれても、前向きに生きるべきだ」、「モノト里的な運動をやめる」、「運動団体が排他的な感じがして怖がっている人が多いので、この種の団体をなくすこと」、「エセ同和行為が目立つ」、「『同和地区』内外の人に宗教教育をする」、「『同和地区』を示す看板などを撤去する」、「市役所などの立看板をなくす」、「教育や啓発で差別がなくすることができるなどと安易に考えてはならない」、「日本社会が競争社会であるかぎり差別はなくなるならない」などが各1あげられている。

第4章 啓発活動について

4-1. 「広報きしわだ」の「人権の窓」の閲読状況

岸和田市では、毎月1日号の「広報きしわだ」に「人権の窓」と題した人権問題の記事を載せているが、その閲読状況〔質問20〕について図25、第44表をみると、「いつも読んでいる」としたものは17.3%であるが、「たまに読むことがある」の49.6%を合わせると66.9%となるが、「読んだことがない」は16.5%、「そんな記事があることを知らなかった」が11.3%あり、また、少数ではあるが「広報紙は届いていない」(1.2%)としたものも存在している。地域別や性別などでみても、若い年齢層の閲読率がやや低い

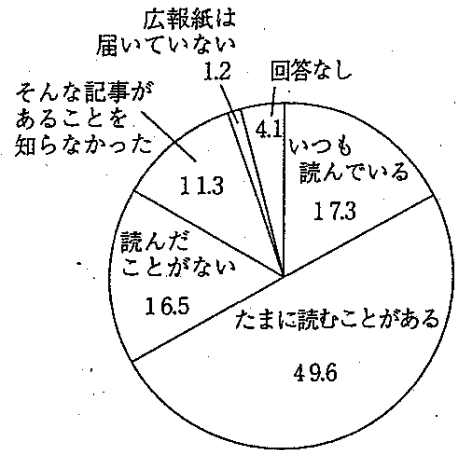


図25 「広報きしわだ」の人権問題記事「人権の窓」の閲読状況

ほかはあまり差はなく、各種スコアとの関係もとくに認められない〔統計表：第44表参照〕。1988年調査では、「いつも読んでいる」24.3%、「たまに読むことがある」49.1%、「読んだことがない」22.1%、「届いていない」1.7%、「回答なし」2.8%であり、回答肢が若干異なるが、今回の方が「いつも読んでいる」がやや少なくなっている。

4-2. 人権問題についての講演会などについて

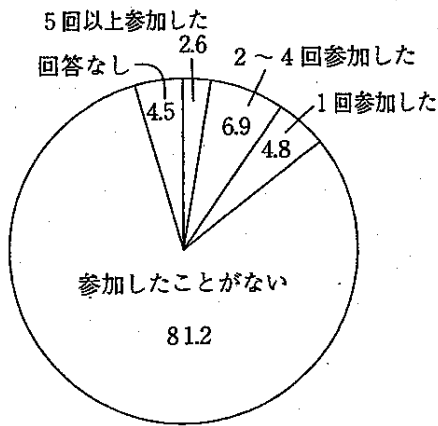


図26 人権問題についての講演会や研修会などへの参加状況

次に、毎年実施されている町会連合会の「校区別人権問題研修会」や「人権問題専門講座」、その他の人権問題についての講演会や研修会の参加状況〔質問21〕をきいた結果を図26、第45表でみると、「5回以上参加した」2.6%、「2~4回参加した」6.9%、「1回参加した」4.8%で、これらを合わせた参加率は14.3%となっている。地域別でみると、参加率は「葛城」と「山滝」がやや高く、「山直」が若干低い

が、だいたいの傾向はかわらない。性別などでみてもあまり差は認められないが、若い年齢層や岸和田市での居住期間の短いものの参加率がやや低く、また、広報紙の人権問題関係記事の閲読状況や人権侵害に対する関心の程度などと若干の関係が認められるが、各種スコアとの関係はほとんど認められない〔統計表：第45表参照〕。なお、1988年調査での講演会などの参加状況についての

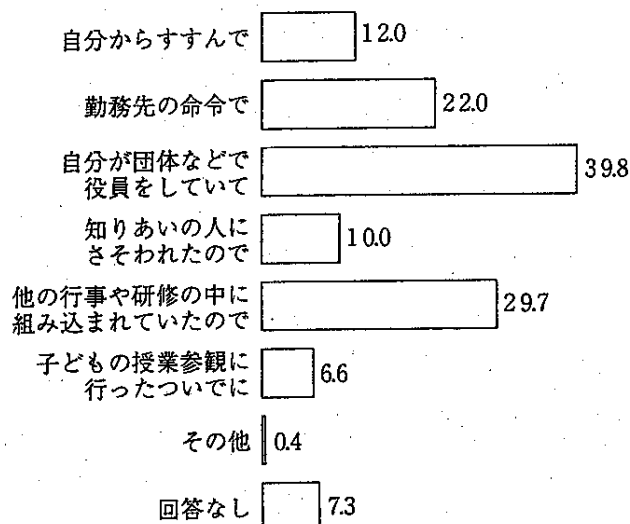


図27 人権問題についての講演会や研修会などに参加したきっかけについて

「知りあいの人にさそわれたので」10.0%とか「子どもの授業参観に行ったついでに」6.6%などとしたものも若干あり、「自分からすすんで」としたものは12.0%にとどまっている。地域別や性別などでみると、若干の差があるようであるが、少数であるからはっきりとしたことはいえない〔統計表：第46表参照〕。なお、「その他」としては、「学校の授業に参加した」が1あげられている。

また、講演会などに参加しての感想〔質問21-3〕を重複回答方式で聞いた結果は図28、第47表のとおりであり、「人権の大切さがよくわかった」としたものが55.6%でもっとも多く、「人権意識をひろげるために、自分も何かしたいと思った」の17.4%が続いているが、「同じ話の繰り返し

が多く、退屈だった」が13.9%あり、また、「話の内容に反発を覚えた」4.6%、「自分には関係がない話だと思った」4.2%、「話がむずかしくて、よくわからなかった」3.1%などとしたものも少数ではあるが存在している。地域別や性別などで若干の差が認められるが、少数であるからはっきりと

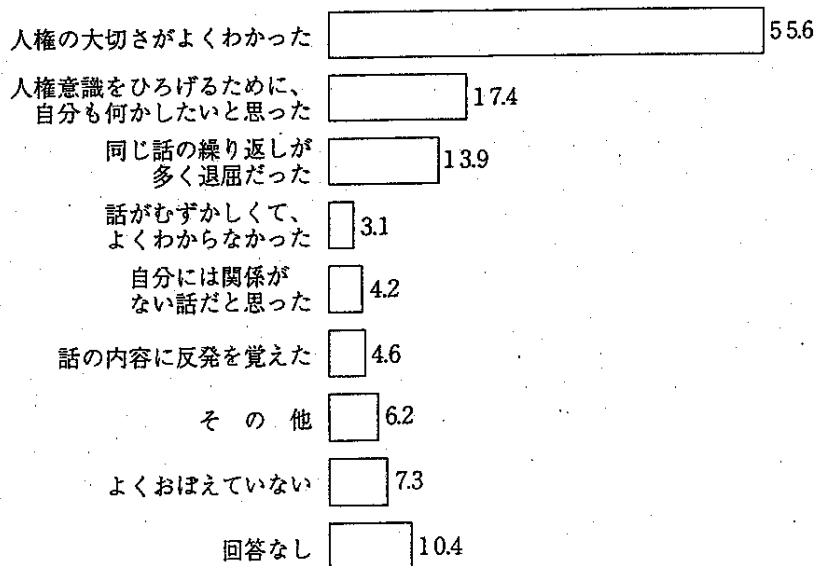


図28 人権問題についての講演会や研修会に参加した感想について

質問はかなり異なっているので、比較は差し控える。

人権問題についての講演会などの参加状況は以上のとおりであるが、参考までに、1回でも「参加した」としたものに、参加したきっかけ〔質問21-2〕を重複回答方式できくと、図27、第46表に示すように、「自分が団体などで役員をしていて」としたものが39.8%でもっとも多く、「他の行事や研修の中に、人権問題の学習が組み込まれていたため」の29.7%、「勤務先の命令で」の22.0%が続き、「知

したことはいえない〔統計表：第47表参照〕。「その他」としては、『『同和問題』関係の映画がよかった』、『『同和地区』の人たちとの交流の場をもつべきだ』、『各町内会等の総会のときに、映画等を見る機会があればよいと思う』、『研修内容を理解しても、今後、自分が何をすればよいかかわからない』、『差別意識は、親が知らぬ間に子どもに植えつけていると思う』、『行政の人も市民とともに学習が必要』、『通りいっぺんの催しでは、なんの意味もない』、『『同和地区』の人たちの被害者意識が強すぎる』、『表面的で、ホネネの話になっていない』、『難しい問題だと思う』、『講師による差が大きい』、『これからの世代に、講演会などは必要ない』、『あまりにも騒ぎすぎる』、『あまり良い感じをうけなかった』、『押しつけがましく、下手くそだった』などが各1あげられている。

他方、人権問題についての講演会などに「参加したことがない」としたものに、その理由〔質問21-1〕を重複回答方式できいた結果を図29、第48表でみると、「時間的な余裕がないので」29.4%とか「とくに関心があるわけではないので」25.5%をあげたものが多く、以下、「場所や詳しい内容がわからないので」の13.1%、「人権問題については理解しているから」の8.0%、「内容がむずかしそうなので」の4.6%、「役に立たないと思うので」の4.1%、「人権問題は自分には関係ないので」の3.5%などの順となっている。地域別や性別などでみてもだいたいの傾向はかわらないが、高年齢層や

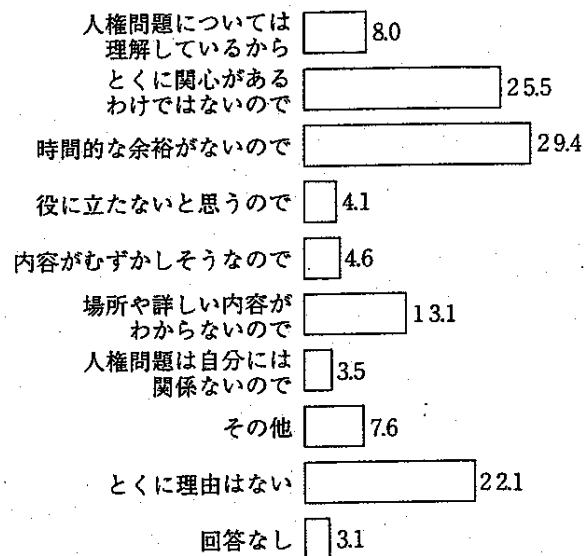


図29 人権問題についての講演会や研修会などに参加しなかった理由について

広報紙の啓発関係記事を「いつも読んでいる」ものなどの「人権問題については理解しているから」がやや多いことが注意を引く〔統計表：第48表参照〕。なお、「その他」としたものがやや多いが、その内容をみると、「研修会があることを知らなかったから」としたものが82あるほか、「参加する機会がなかったから」4、「最近、引っ越ししてきたばかりだから」3、「自分がわかっていればよいことだから」、「身体障害者だから」、「高齢だから」などが各2、「国自体に、人権問題に対する真剣さが感じられないから」、「人権問題というと、『同和問題』しか取り上げないから」、「問題の考え方が小さすぎるから」、「過去の経験から、内容が偏っていると推察できるから」、「若い頃、参加したことがあるから」、「職場で研修を受けたから」、「人権問題とか『同和問題』があること自体がおかしいと思うので」、「問題視しすぎて、逆に、問題をつくりあげているように

思うので、「ほっておけばよいことだから」、「『同和問題』があるということを知らなかったから」、「子どもが小さくて、連れて行けないので」、「行きたくなかったので」、「施設に入所しているの」などが各1あげられている。

4-3. 「同和教育」について

ここで、学校での「同和教育」についてのイメージ〔質問22〕をきいた結果を図30、第49表でみると、「人権を尊重し、あらゆる差別をなくす教育」としたものが46.4%でもっとも多く、「『同和問題』について、正しい知識をもたせる教育」の23.5%が続き、「『同和地区』の子ども

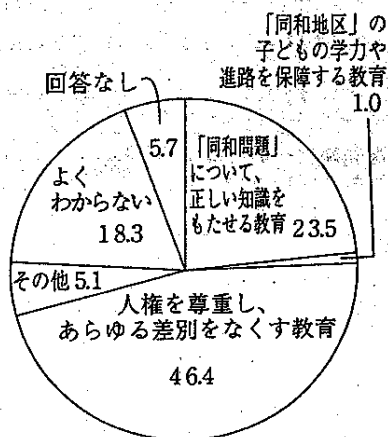


図30 学校での「同和教育」についての意見

の子どもの学力や進路を保障する教育」をあげたものは1.0%にとどまっている。地域別や性別などでみても傾向はかわらず、各種スコアとの関係もあまり認められない〔統計表：第49表参照〕。1988年調査ではふれられていないので比較できない。なお、「その他」としては、「表面だけのタテマエ教育」6、「『同和地区』の人を特別な人と思わせる教育」3、「ムダで、役に立たない教育」3、「まったくわけのわからない教育」1、「『同和教育』という言葉は差別用語ではないか」1などがあげられている

ほか、「『同和教育』は必要ない」が67あり、また、「『同和教育』の授業が少なすぎる。もっと力を入れてほしい」、「教育によって、自然に問題がなくなることを願う」、「『同和教育』の前に宗教教育が必要だ」、「強く押しつけないで、自然に消えて行く方法を考えるべきだ」、「そっと自然に直すよう努力し、問題が起これば行政が対応すればよい」、「教育の内容と現実とのギャップが大きい」、「中学校では、『同和教育』はやられていないようだ」などが各1あげられている。

4-4. 人権問題の啓発・教育の今後について

人権問題には、「同和問題」だけではなく、女性、子ども、高齢者、障害者、在日外国人、アイヌ（ウタリ）、エイズ等の問題があるが、今後の人権問題の啓発や学校での人権教育のあり方についての意見〔質問23〕をきくと、図31、第50表に示すように、「人権意識そのものを高めることが重要なので、『同和問題』だけを取り上げ啓発・教育を行うのでなく、人権問題全体の啓発・教育の一環として行うべきである」が52.5%あげられており、「『同和問題』について積極的な啓発・教育を行うとともに、他の人権問題

についても積極的な啓発・教育を行うべきである」の12.6%と「『同和問題』についての啓発・教育はむしろ必要ではなく、他の人権問題についての啓発・教育の方が重要である」とが7.7%で続き、「『同和問題』は他の人権問題と同列にあつかうのは適当でないので、他の人権問題よりも、『同和問題』についてとくに重点的に啓発・教育を行うべきである」としたものは2.2%にとどまるが、「『同和問題』、他の人権問題のいずれについても、啓発・教育は必要ない」も1.9%にすぎない。地域別や性別などでみると、若干の差が認められるが、傾向そのものはわからない〔統計表：第50表参照〕。1988年調査ではふれられていない。

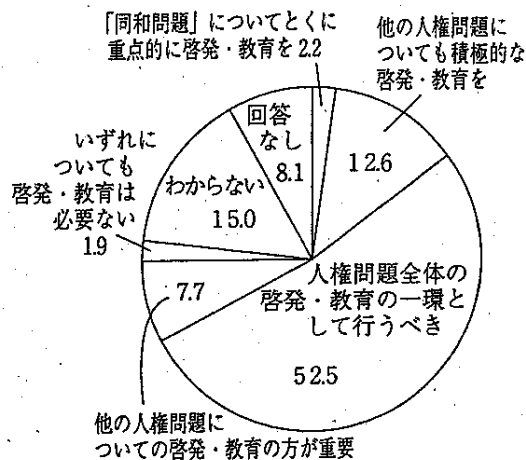


図31 今後の人権問題の啓発・教育について

4-5. 人権問題について、今後、勉強したいこと

「基本的人権」にかかわる問題で、今後、勉強したいと思うこと〔質問24〕を重複回答方式できいた結果をまとめると図32、第51表になり、もっとも多くのものがあげているのは、「学校での児童・生徒に対する『いじめ』や『体罰』の問題」の42.7%で、「障害者やその家族に対する差別の問題」27.1%と「エイズ患者、HIV感染者に対する差別の問題」20.5%とが2割台で続き、以下、「女性に対する差別の問題」の18.9%、「母子（父子）家庭に対する差別の問題」の16.5%、「民族

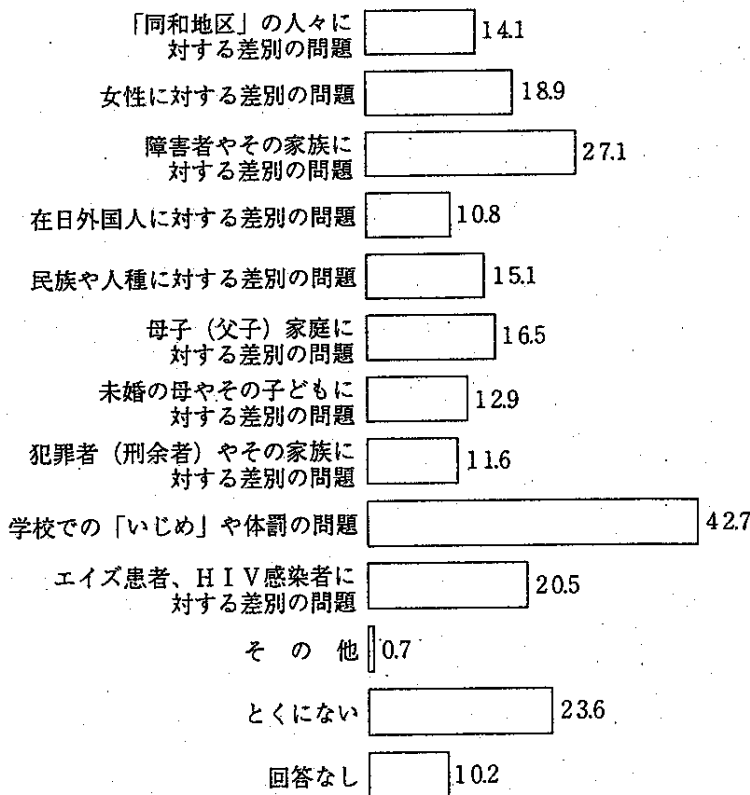


図32 今後、勉強したいと思う「基本的人権」にかかわる問題について

や人種に対する差別の問題」の15.1%、「『同和地区』の人々に対する差別の問題」の14.1%、「未婚の母やその子どもに対する差別の問題」の12.9%、「犯罪者（刑余者）やその家族に対する差別の問題」の11.6%、「在日外国人に対する差別の問題」の10.8%などの順となっている。地域別や性別などでみると、若干の差は存在しているが、だいたいの傾向は同じであり、「『いじめ』や『体罰』の問題」は、「80歳以上」を除き、ほとんどの層でもっとも多くあげられている〔統計表：第51表参照〕。1988年調査とは、質問が異なるので、比較は差し控える。なお、「その他」としては、「被害者の人権の問題」2のほか、「職場での人権問題」、「他国での人権問題」、「マスメディアによる人権侵害の問題」、「アジア諸国での日本人の優越意識の問題」などが各1あげられている。

4-6. 人権の尊重、「同和问题」の解決などについての行政への意見・要望

最後に、人権の尊重、「同和问题」の解決などについて、国や大阪府、岸和田市に対する意見や要望〔質問25〕を自由回答方式で聞いた結果をまとめると、389（21.5%）がなんらかの意見・要望をあげているが、「『同和问题』として取り上げず、そっとしておくことが大切。騒ぎすぎである」の62、「『同和地区』の人に対しての特別扱いはやめる（税金面や家賃面等）」の60、「学校での『同和教育』は知らない子どもたちに差別を教えることになるので必要ないと思う」の25、「一般生活に関しては、私たちが反対に差別されているような気がする」の21、「このような調査自体が差別だ」の17、「学校での『同和教育』に力を入れ、子どもたちが正しい知識をもてるようにしてほしい」の16、「幼年からの人間教育が必要。子どもの『同和教育』では、“差別”という言葉を教えるのではなく、弱い立場の人がいてその人を自然に手助けしてあげられるような人間教育をしてほしい」の16、「権利を主張する前に義務をはたしてほしい。『同和地区』の人たちにも問題がある」の16、「『同和地区』の人の中には差別されていることを利用している人がいる」の15、「『同和问题』は長い時間をかけて解決すべき問題である」の10、「人間はみんな平等であることをすべての人が認識すべきだ」の10などが比較的まとまっている。また、「自分より他人を大切に思う気持ちが大事」、「『同和问题』と他の人権問題を同じレベルで考え啓発・教育に力を入れるべきだ」、「『同和问题』よりも他の人権問題等に力を入れてほしい」、「社会的弱者が安心して暮らせるように福祉に力を入れてほしい」などが各8、「『同和地区』の人は被害者意識が強い（『同和地区』の人は一般の人に対して偏見をもっているように思う）」と「このようなアンケートが何の役に立つのか理解できない。やってもムダ」が各7、「『同和地区』の人は、かたまって住まないで分散して住むべきだ」、「『同和地区』という言い方で存在を認めることが差別、

「若い世代では『同和地区』に対して認識があまりなく、なぜ差別が続いているのかわからない状態になっている」、「『同和問題』は徐々に解決されていると思う」、「どこに『同和地区』があるのかわからない」、「『同和問題』があることを知らなかった」などが各6、「社会教育や情報提示による啓発を強化する」、「差別の実態をオープンに市民に伝えるべき」、「『同和地区』の人は集団意識が強い」、「行政の『同和問題』の意識調査は税金を使ってやっているの、もう少しコスト意識を持ってほしい。体裁でやっているような気がする」などが各5、「親は子どもに差別意識をうえつけないようにすることが大切」、「知識つめこみ教育に重点をおくのではなく、人間教育にもっと重点をおくべきだ」、「『同和問題』に関する標語、看板を取り除いてほしい」、「『同和地区』の生活環境の改善」、「『同和地区』の人たちは今の生活に甘えないで自立してほしい」、「『同和地区』の人たちとの交流の場を持てば、お互いの差別意識というものが少しでもなくなると思う」、「一部の大人の人により子どもたちに差別意識を伝承する恐れがある」などが各4、「『同和地区』の生活レベルは高くなってきている」、「行政はタテマエだけでなく、本気で『同和問題』に取り組むべきだ」、「個人が差別しているというよりは、自治体がそういう態度を取らせているように思う」、「『同和』という言葉をなくしてほしい」、「同和行政の終結を願う」、「行政が『同和地区』の人たちを恐ろしがっているよに思える」、「人権をたてにまちがった方向で抗議する団体があるのでそれを取り締まってほしい」、「いろいろな差別で困っている人たちの声をきいてほしい」、「みんなが住みよい明るい町にしてほしい」、「役所の窓口の対応が悪い。市民に対する態度が悪い。市民のことを第一に考えて行動してほしい」、「このアンケートの結果を何らかの形で発表してほしい」、「岸和田市は『同和問題』が少ないと思うので、このように大きく取り上げるのはどうかと思う」、「高齢で目が悪いのでアンケートは送付しないでほしい」などが各3、「これからもがんばって下さい」、「県、市単位の小さな行政機関ががんばってもムリ、国で取り組むべき」、「差別した者は法律で罰せられるべきだ」、「一般の主婦や自営業の人には研修の機会がない」、「子どもや老人にも関心が持てるようなわかりやすい内容の研修会を開いてほしい」、「日本人は差別することにより優位的な意識をもとうとする人種である」、「『同和地区』の人たちの教育水準を高める」、「年配の人への啓発は難しいが、若い世代への啓発は効果的だと思う」、「差別的な年配の意識を変える必要がある」、「個人一人ひとりが差別心をなくすこと」、「差別心は誰の心の中にもある」、「学校などで指導している教師など大人たちが差別意識をもっていたりするので、そういう人間が『同和教育』をしても意味がない」、「デリケートな問題である」、「従来の同和施策はやめ、一般施策へ移るべきだ」、「行政に何の期待もしていない」、「移住者に対して、よそ

もの扱いするのはやめてほしい」、「元暴力団員ということなどで就職できないのは差別だ(就職差別)」、「少年法の改正が必要(刑が軽すぎる)」、「何も気にしていない」などが各2あげられている。

以上のほか、「結婚したいと思う相手が『同和地区』の人で、両親に反対されてつらかった。自分自身『同和問題』について無知なので、このまま知らずにいた方がよいかどうか、わからず過ごしている」、「結婚差別をなくしてほしい」、「『同和地区』の人との結婚話が出た場合、親として賛成したい」、「『同和地区』の人に安定した仕事を保障してほしい」、「『同和問題』について特に関心がある」、「『同和地区』の子どもたちを集めて特別に勉強を教えたりするのはまわりからみておかしい」、「以前使っていた言葉が差別語になったり、受け取る人によって差別になったりして、基準が明確でない」、「差別はいけないが、区別は必要だ」、「区別することが差別になる」、「身元調査=差別ではないと思う」、「町全体の町名を変えて、『同和地区』をなくしてほしい」、「人権問題研修会など行われていることすら知らなかったので、もっとオープンにみんなに呼びかけ、問題一つひとつに取り組んでいけばよいと思う」、「老人会、婦人会、青年団等の集会の折に映画等を見せる機会をひんばんにしたらどうかと思う」、「ニュースステーションなどの視聴率の高いテレビで説明する」、「岸和田市職員に対して同和研修をしてほしい」、「広報などに就職差別、結婚差別等を4コマまんがにして読みやすくしてほしい」、「市より発行される広報紙の文面と現実はかなりギャップがあるように思える」、「職場における同和研修が少ない」、「形式だけの啓発・研修が多すぎる」、「研修会、講演会は差別の助長につながるのだから必要ない」、「選挙等で政治家が『同和問題』を利用したりするのはやめてほしい」、「約20年前、職場で特定の人々の勤務状態等について問い合わせがあり、はじめて『同和地区』の人と知ったが、これはわざわざ知らせにきたようなものだった」、「『同和地区』外の者は『自分は差別者である』という自覚をもって解決に努力すべき」、「自分の中では『同和地区』の人に対して、少なくともよい印象はもっていないが、これも差別になるのでしょうか」、「学校での『同和教育』は年齢に応じてしてほしい」、「もっと差別の具体的内容を示し、学校教育に活かしてほしい」、「学校で『同和教育』の映画をみる回数を増やしてみてもどうか」、「精神未発達の子どもの多いので『同和教育』は中学校からでよいと思う」、「同和対策についての特別措置法ができてから30年にもなるがいまだ解決されていないことから問題の難しさを感じる」、「もっと積極的に考えてほしい」、「本腰を入れるべき」、「『同和問題』に関して多額の予算が費やされ、これ以上もう必要ないと思う」、「『同和対策室』は必要ない」、「アンケートは質問項目が多く、答えようと思っても途中でいやになる」、「調査内容の程度の低さに驚いた」、「アンケー

トの返信用封筒の80円切手はムダ。着払いにした方がよい」、『同和問題』より地球規模で考えなければならない問題がたくさんある」、「日本はもっと国際社会になっていくために人権教育は大切だと思う」、「弱者意識やねたみ根性が問題を大きくしていつている」、「他の国では、ごはんをろくに食べられない人もいるのに、こんなつまらないことで騒いでいるなんて日本人は幸せだと思う」、「考え方が小さすぎて話にならない」、「マスコミ・報道等の人権侵害に対して厳しく対応してほしい」、「岸和田市の山奥に在住してるからといって『さる扱い』するのをやめてほしい」、「PTA活動において男女差別が存在する」、「職場における女性差別をなくしてほしい」、「中学校における男性教師立ち合いでの身体検査はセクハラだ」、「児童扶養手当申請の際、本人以外の受付拒否とあったが、本人が入院中や外出できないなどの場合、家族の者が代理であっても許可してほしい」、「幼稚園入園に際して、4歳児の人数制限を廃止してほしい。入園できない子どもの人権が尊重されていない」、「寡婦手当について離婚した人はうけられないのに、どうして死別した人はうけられるのか」、「在日韓国・朝鮮人に選挙権がないのは差別だ」、「エイズ等の病気に苦しむ人たちへの援護が必要」、「あいりん地区に失業者を集めているような気がする。そこに人権があるとは思えない」、「だんじり祭りを通じていろいろな人が交流できるように、9月14、15、10月9、10日以外にも祭りの日を設定してほしい」、「精神面での豊かさを求めたい」、「昔の修身を教育の場に復活させてほしい」、「モラル教育の充実」、「外国籍、宗教、家庭環境、学歴等、異質な面をもっている『受け入れる』という教育をしてほしい」、「道路の段差をなくしてほしい」、「駅付近の自動車、自転車の不法放置を取り締まってほしい」、「市民生活に直結した行政施策の問題について調査を実施して市民生活の向上を図ってほしい」、「国民のために力を入れない議員が各党代表によって選ばれるのはよくない」、「行政対応姿勢の調査が必要」、「公務員などの職場での公正さを国民に示してほしい」、「市の財政赤字をどうするのか考えてほしい」などが各1あげられている。

付 録

平成10年9月

市民のみなさまへ

岸和田市長 原 昇

市民人権意識調査についてお願い

初秋の候、みなさまにはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政全般にわたり、何かとご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市ではこれまで「人間尊重と環境保全」を基本理念に市政を推進して参りました。来たるべき21世紀は、人権の世紀といわれています。岸和田市では、住みよい明るいまちづくりを進めるため、さらなる人権施策の推進をめざし、市民のみなさまの人権に関する意識調査を実施することになりました。

この調査は、岸和田市に在住する20歳以上の方の中から、50名にお一人の割合で、3千名を無作為に選び、アンケート用紙を送らせていただきました。

アンケートの回答は、無記名で、番号も記入されておりませんので、あなたの個人のお名前や、内容が、公表されることは決してありません。平素のお考えをありのままお書きのうえ、同封の返信用封筒にて、9月末迄にご返送くださるようお願いいたします。

なお、調査の集計・分析については専門的な技術を要することと、個人の秘密の厳守ということから山本登研究室〔代表者 山本登（大阪市立大学名誉教授）〕に委託して実施しております。

この調査の趣旨をご理解いただき、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

この調査についてのご質問がありましたら、下記までご連絡ください。

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所 市民生活部 同和对策室
電話 23-2121 内線 2483

平成10年10月

市民のみなさまへ

岸和田市長 原 昇

市民人権意識調査について重ねてのお願い

今回お送りいたしました「市民人権意識調査」のアンケート用紙は、9月18日ごろお送りしたものと同一ものです。
完全無記名制で調査を実施しているために、ご回答の有無が確認できません。
誠に申し訳ありませんが、

すでにご回答くださった方は、そのまま破棄してください。

もし、まだ、ご回答いただいていない方は、以下の依頼文をご一読いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

みなさまには、日ごろから、市政全般にわたり何かとご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先日、「市民人権意識調査」のアンケート用紙を、あなた宛にお送り申しあげました。幸いにして、かなりの方々からご回答をいただきました。

しかし、岸和田市民の意見として統計的に分析するためには、できるだけ多くの方々からご回答をいただくことが必要です。完全無記名で調査を実施していますため、ご回答の有無を確認できませんので、すでにご回答くださった方には、たいへん申し訳ありませんが、あしからずお許しください。

もし、お仕事をご多忙などの理由で、まだご回答いただいていない方は、この調査の趣旨をご理解いただき、今回お送りしましたアンケート用紙にご回答の上、同封の封筒に入れて、折り返し、必ずご投函くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

前にもお願い申しあげましたように、この調査は、住みよい明るいまちづくりを進めるため、さらなる人権施策の推進をめざし、市民のみなさまの人権に関する意識調査を実施するものです。アンケートの送付は、岸和田市に在住する20歳以上の方の中から、50名にお一人の割合で、3千名を無作為に選び、ご協力をお願いしているものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、できるだけ早い機会にご返送くださいますよう、よろしく願いいたします。

この調査についてのご質問がありましたら、下記までご連絡ください。

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所 市民生活部 同和对策室
電話 23-2121 内線 2483

人権問題についての市民意識調査

調 査 票

(1998)

岸和田市役所

〔おねがい〕 本年は、国際連合が「世界人権宣言」を採択してから50年目にあたります。来たるべき21世紀は「人権の世紀」といわれています。この調査は、すべての市民の基本的人権が保障され、お互いの人権を尊重し、あらゆる「差別」をなくすための施策を進めていくにあたっての基礎となるものです。どうか、調査の趣旨（別紙）をご理解いただき、日ごろの率直なお考えをおきかせください。

なお、お答えは、ご本人（このアンケートのあて名の方）をご記入くださるようお願いいたします。

（注）あなたのお考えに近い答えがないとき、あるいは、答えられないときは、空白のままにしてください。

質問1. 「人が人を差別してはならない」ということはわかっているけれども、“差別”については、いろいろと考え方のちがいがあるようです。あなたは、“差別”ということについて、どうお考えですか。次の質問のそれぞれにお答えください。〔差別について〕

A. ある会社が、入社試験の成績はよかったが父親のいないAさんを採用しないで、成績はAさんよりもよくなかったが、両親が健在であるBさんを採用しました。このような会社の態度について、あなたは、どうお考えですか。あなたのお考えに近い答えの前にある□に、☑となるよう、✓印をおつけください。

- 1. 成績のよかったAさんを、家庭の事情で不採用にしたのは、差別だと思う
- 2. 両親が健在であるBさんを採用したのは、差別とはいえないと思う
- 3. いちがいにはいえない

①

B. ある会社で、管理職を選考することになりました。男性のC君と女性のDさんが最終選考対象に残っています。Dさんは経験年数、勤務成績、識見、管理能力などの点では、むしろC君にまさっていると思われます。しかし、会社では男性であるC君の方を管理職に登用しました。このことについて、あなたは、どうお考えですか。

- 1. Dさんを女性ゆえに登用しなかったことは、差別だと思う
- 2. 管理職には男性に登用するのが当然だから、差別とはいえないと思う
- 3. いちがいにはいえない

②

C. ある在日外国人が、貸家を探していました。たまたま、適当なマンションをみつかったので、申し込んだところ、外国人であるということで、家主は、貸すことをことわりしました。このような家主の態度について、あなたは、どうお考えですか。

- 1. 外国人という理由で、マンションを貸すのをことわったのは、差別だと思う
- 2. マンションを誰に貸すかは家主の権利であるから、外国人に貸すのをことわっても、差別とはいえないと思う
- 3. いちがいにはいえない

③

D. Eさんが、ある町で手ごろな家を見つけたので買おうとしました。ところが新しい家は、「同和地区」と同じ通学区域（校区）にあることがわかったので、子どものあるEさんは、その家を買うことをみあわせました。このような態度について、あなたは、どうお考えですか。

- 1. 「同和地区」の子どもと同じ学校に通わせたくないという態度は、差別だと思う
- 2. 子どものことを考えてやめたのだから、差別とはいえないと思う
- 3. いちがいにはいえない

④

E. F君とGさんとの間で、結婚の話がおこっています。ところが、Gさんの親類に、かつて犯罪をおかした人がいることがわかりました。そこで、F君の両親は、Gさんを気にしているのに、この結婚に反対しています。このようなF君の両親の態度について、あなたは、どうお考えですか。

- 1. 本人のことでなく、親類のことで反対しているのは、差別だと思う
- 2. 結婚は、本人だけのことでなく、家族全体のことだから、差別とはいえないと思う
- 3. いちがいにはいえない

⑤

質問2. ところで、日本には、いろいろな風習がありますが、下にあげた風習について、あなたのお考えに近いところに、例にならって✓印をおつけください。〔風習について〕

1	2	3	
当然のこと と思う (い つも気にし ている)	おかしいと思 うが、自分だ け反対しても 仕方がないと 思う	間違っている と思う (気に していない)	

(例) 「友引」の日に、お葬式をしてはいけ

ないという風習.....

- | | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| A. 「ひのえうま」の生まれ、ということで、
結婚することをいやがる風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑥ |
| B. 結婚式は「大安」の日でないと、よくな
いという風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑦ |
| C. 結婚の相手をきめるときに、家柄がよい
とかよくないとかいう風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑧ |
| D. 結婚のときに、相手方の身元を調査する
という風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑨ |
| E. 結婚式場で「〇〇家、〇〇家結婚披露宴」
といった掲示をする風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑩ |
| F. 家を建てるときに、方角がよいとかよく
ないとかいう風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑪ |
| G. 葬式のときに、塩をまくという風習..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑫ |

質問3. あなたは、日本社会での結婚や就職などの社会生活のなかでの差別について、どうお考えですか。それぞれについて、あなたのお考えに近いところに✓印をおつけください。〔差別の存在について〕

1	2	3	4	5	
かなりあ ると思う	少しは あると思う	ほとんど ないと思う	ないと 思う	わから ない	

- | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| A. 女性に対する差別..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑬ |
| B. 障害者に対する差別..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑭ |
| C. 在日韓国・朝鮮人に対する差別..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑮ |
| D. 「同和地区」住民に対する差別..... | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ⑯ |

質問4. 結婚は、ふたりの合意により、成立することになっております。しかし、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたのお考えにいちばん近いところに✓印をおつけください。〔結婚について〕

- 1. 当人同士の合意があればよい、まわりの意見に左右されるべきではない
- 2. 家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである
- 3. 当人同士の合意も無視できないが、どちらかといえば、家族やまわりの人の意見が、より尊重されるべきである
- 4. 家族やまわりの人の意見が、尊重されるべきである

⑰

質問5. 日本の人権問題についておうかがいします。つぎのそれぞれの意見についてあなたはどのように思いますか。あなたのお考えに近いところに✓印をおつけください。

〔日本の人権問題〕

A. 「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」という意見

- 1. そう思う
- 2. いちがいにいいない
- 3. そう思わない

⑱

B. 「国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっている」という意見

- 1. そう思う
- 2. いちがいにいいない
- 3. そう思わない

⑲

質問6. 日本の社会には、基本的人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるすべてに✓印をおつけください。〔関心のある人権問題〕

- 1. 学校での「いじめ」や「体罰」など、子どもの人権に関する問題
- 2. 女性の人権に関する問題
- 3. 障害者の人権に関する問題
- 4. 在日韓国・朝鮮人の人権に関する問題
- 5. その他の在日外国人の人権に関する問題
- 6. アイヌ（ウタリ）の人権に関する問題
- 7. 「同和地区」の人の人権に関する問題
- 8. その他（具体的に：.....）
- 9. とくにない

⑳

㉑

質問7. 人権にかかわる国際的なことがらで、あなたが見聞きしたことがあるもの、すべてに✓印をおつけください。〔見聞きしたことがある国際的事項〕

- 1. 世界人権宣言
- 2. 人権教育のための国連10年
- 3. 人種差別撤廃条約
- 4. 女子差別撤廃条約
- 5. 難民条約
- 6. 児童（子ども）の権利条約
- 7. 国際人権規約

㉒

㉓

質問8. 人間はみんな幸せに生きていく権利をもっています。この権利が不当に侵されることを人権侵害といいます。あなたは、このような人権侵害の問題に関心をもっていますか。あなたのお考えに近いところに✓印をおつけください。〔人権問題への関心〕

1. 非常に関心がある 2. ある程度関心がある
 3. あまり関心はない 4. まったく関心はない

35

質問9. では、あなたは今までに、他人の人権を侵害したことがありますか。あてはまるところに✓印をおつけください。〔他人の人権〕

1. 他人の人権を侵害したことがある
 2. 自分では気づかなかったが、あるかもしれない
 3. とくにない

36

質問10. ところで、あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。あてはまるところに✓印をおつけください。〔自分の人権〕

1. 人権が侵害されたことがある 2. とくにない

37

質問11. これまでに侵害されたことがあるかないかは別として、もしあなたが、ご自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。まず、最初に対応すると思われるところに一つ✓印をおつけください。〔侵害されたときの対応〕

1. 黙ってがまんする 2. 相手に抗議する
 3. 身近な人に相談する 4. 有力者に相談する
 5. 弁護士に相談する 6. 法務局又は、人権擁護委員に相談する
 7. 市役所に相談する 8. 警察に相談する
 9. その他(具体的に:)
 0. わからない

38

質問12. ところであなたは、日本の社会に、「被差別部落」、「同和地区」、あるいは、単に「部落」とかいわれて、「差別」をうけている地区があることを、はじめて知ったのは、いつ頃のことですか。あてはまるところに✓印をおつけください。〔認知時期〕

1. 小学校に入る前(6歳未満)
 2. 小学校のころ(6~12歳未満)
 3. 中学生(高等小学校)のころ(12~15歳未満)
 4. 高校生(旧制中学校の上級生)のころ(15~18歳未満)
 5. 18~19歳のころ
 6. 20歳以上
 7. おぼえていない
 8. 「同和地区」のことは知らなかった

39

質問13. では、「同和地区」があることをはじめて知ったのはどういうことからですか。あてはまるところに✓印をおつけください。〔認知方法〕

- 01. 父母や家族からきいた
- 02. 近所の人からきいた
- 03. 学校の友だちからきいた
- 04. 職場の人からきいた
- 05. 学校の授業で教わった
- 06. 講演会、研修会などできいた
- 07. 府県、市町村の広報紙で読んだ
- 08. テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った
- 09. インターネットなどパソコン通信で知った
- 10. 近くに「同和地区」があった
- 11. その他（具体的に：.....）
- 12. おぼえていない
- 13. 「同和地区」のことは知らない

④①

質問14. また、「同和地区」は、どう理由でできたとお考えですか。あなたのお考えにいちばん近いもの一つに✓印をおつけください。〔「同和地区」の形成理由〕

- 1. 「同和地区」の人は、人種や民族がちがうから
- 2. 「同和地区」の人は、神道や仏教で禁じられていることをしたから
- 3. 「同和地区」の人は、特定の職業に従事していたから
- 4. 「同和地区」は、近世封建時代に、支配者によって政治的につくられたから
- 5. その他（具体的に：.....）
- 6. わからない

④②

質問15. ところで、「同和地区」の人に対する世間の人びとの考え方や意識について、世間の人びとは、どういう場合に「同和地区」の人のことを気にしたり、意識したりしているとお考えですか。あなたがお感じになっているもの全部に✓印をおつけください。

〔「同和地区」の人を意識する場合〕

- 1. 「同和地区」の人と結婚するとき
- 2. 「同和地区」の人を雇うとき
- 3. 「同和地区」の人と同じ職場で働くとき
- 4. 「同和地区」の子どもと同じ学校に通学するとき
- 5. 「同和地区」の人と隣近所で生活するとき
- 6. 「同和地区」の人と、同じ団体（町内会、自治会、PTA、婦人会など）のメンバーとして活動するとき
- 7. 「同和地区」の人と飲食したり、つきあったりするとき
- 8. 「同和地区」の人の店で、ものを買うとき
- 9. 「同和地区」の人と、仕事の上でかわりをもつとき
- 0. その他（具体的に：.....）
- X. とくに意識していないと思う

④③

④④

質問16. あなたは、最近(平成になってから)「同和地区」に対する差別的な発言や行動を見聞きされたことがありますか。あてはまるところに✓印をおつけください。〔差別的言動の経験〕

1. 見聞きしたことがある

2. 見聞きしたことがない

⑤3

→ [質問17へ]

〔差別的な発言や行動を「見聞きしたことがある」方はお答えください。〕

質問16—1. 「同和地区」に対する差別的な発言や行動をしたのはどのような人ですか。あてはまるものすべてに✓印をおつけください。〔差別的言動をしたもの〕

1. 父母や家族

2. 近所の人

⑤4

3. 友人、知人

4. 職場の上司や同僚

/

5. その他(具体的に:.....)

⑤5

質問16—2. 差別的な言動を見聞きした際、あなたは、どうされましたか。あてはまるものすべてに✓印をおつけください。〔差別的言動を見聞きしたときの措置〕

1. 反省を求めて説得した

2. 誤りを指摘したが、説得できなかった

⑤9

3. 差別と気づいたが、誤りを指摘できなかった

/

4. その時差別と気づかずに、見過ごした

⑤3

5. その他(具体的に:.....)

質問17. つぎに「同和地区」の人との結婚についておききます。〔結婚について〕

A. 〔既婚の方はお答えください。〕かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が「同和地区」の人とわかった場合、あなたはどうされますか。あてはまるところに✓印をおつけください。〈結婚している人の場合〉

1. 親が口出しすべきではなく、子どもの意思を尊重する

2. 親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない

3. 家族の者や親せきの反対があれば、結婚は認めない

4. 絶対に結婚は認めない

X. 非該当(結婚していない)

⑥4

B. 〔未婚の方はお答えください。〕かりに、あなたが「同和地区」の人と結婚しようとしたとき親や親せきから強い反対を受けたら、あなたはどうされますか。あてはまるところに✓印をおつけください。〈結婚していない人の場合〉

1. 自分の意思を貫いて結婚する

2. 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する

3. 家族の者や親せきの反対があれば、結婚しない

4. 絶対に結婚しない

X. 非該当(結婚している)

⑥5

質問18. あなたや、あなたのお子さんの結婚相手について、次のようなことを調べることに
 ついて、どう思われますか。それぞれについて、あなたのお考えに近いところに✓印をお
 つけてください。【結婚相手の身元調査について】

	1 必要で ある	2 調べることは よくないが 必要である	3 必要で ない	
A. 本人の素行や性格について.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥6
B. 家族の職業や学歴について.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥7
C. 家族の財産、持家が借家かなどについて.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥8
D. 家族の病歴や障害の有無について.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥9
E. 韓国・朝鮮人であるかどうかについて.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦0
F. 「同和地区」出身者であるかどうかについて.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦1

質問19. あなたは、「同和問題」の解決のためにはどのようにしたらよいとお考えですか。
 あなたが必要とお考えのものすべてに✓印をおつけてください。【「同和問題」の解決方
 法】

- 1. 「同和地区」の住宅や生活環境をよくする
- 2. 「同和地区」の人々に安定した仕事を保障する
- 3. 「同和地区」の人々が、まず差別されないように気をつける
- 4. 「同和地区」の人々の教育・文化水準を高める
- 5. 人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う
- 6. 差別を営利目的に使うものなど、悪質な差別を法律で規制する
- 7. 「同和地区」の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする
- 8. 「同和地区」のことや差別のことなど口に出さなくて、そっとしておけば自然に差
 別はなくなる
- 9. どんなことをしても、部落差別はなくなる (72)
- 0. その他(具体的に:)
- X. わからない (81)

質問20. 岸和田市では、毎月1日号の「広報きしわだ」に「人権の窓」と題した人権問題の
 記事を書せていますが、あなたは読まれたことがありますか。【人権問題記事の閲読状況】

- 1. いつも読んでいる
- 2. たまに読むことがある
- 3. 読んだことがない
- 4. そんな記事があることを知らなかった
- 5. 広報紙は届いていない (82)

質問21. あなたは、これまで、毎年、各小学校区ごとに町会連合会が実施する「校区別人権問題研修会」や「人権問題専門講座」、その他の人権問題についての講演会や研修会に参加されたことがありますか。〔「人権問題研修会」などの参加状況〕

1. 5回以上参加した 2. 2~4回参加した 3. 1回参加した 4. 参加したことがない ⑧③

〔人権問題の研修会などに「参加したことがない」方はお答えください。〕

質問21-1. 「人権問題研修会」などに参加しなかったのはどういう理由ですか。

おもなもの2つ以内をお示しください。〔不参加の理由〕

1. 人権問題については理解しているから
 2. とくに関心があるわけではないので
 3. 時間的な余裕がないので 4. 役に立たないと思うので
 5. 内容がむずかしそうなので 6. 場所や詳しい内容がわからないので
 7. 人権問題は自分には関係ないので
 8. その他（具体的に：.....）
 9. とくに理由はない ⑧④
 ⑧⑤

→ [次のページの質問22へ]

〔人権問題研修会などに「参加した」方はお答えください。〕

質問21-2. 参加されたきっかけについて、あてはまるものすべてに✓印をおつけください。〔参加のきっかけ〕

1. 自分からすすんで
 2. 勤務先の命令で
 3. 自分が団体などで役員をしていて
 4. 知りあいの人にさそわれたので
 5. 他の行事や研修の中に、人権問題の学習が組み込まれていた
 6. 子どもの授業参観に行ったついでに
 7. その他（具体的に：.....） ⑧⑥
 ⑧⑦
 ⑧⑧

質問21-3. 講演会や研修会に参加して、あなたはどのような感想をもたれましたか。

あてはまるものすべてに✓印をおつけください。〔参加しての感想〕

1. 人権の大切さがよくわかった
 2. 人権意識をひろげるために、自分も何かしたいと思った
 3. 同じ話の繰り返しが多く退屈だった
 4. 話がむずかしくて、よくわからなかった
 5. 自分には関係がない話だと思った
 6. 話の内容に反発を覚えた
 7. その他（具体的に：.....）
 8. よくおぼえていない ⑧⑨
 ⑧⑩

質問22. ところで、学校での「同和教育」について、あなたは、どのようなイメージをおもちですか。あなたのお考えにいちばん近いもの一つに✓印をおつけください。〔「同和教育」について〕

- 1. 「同和問題」について、正しい知識をもたせる教育
- 2. 「同和地区」の子どもの学力や進路を保障する教育
- 3. 人権を尊重し、あらゆる差別をなくす教育
- 4. その他（具体的に：.....）
- 5. よくわからない

⑩

質問23. 人権問題には「同和問題」のみならず、女性、子ども、高齢者、障害者、在日外国人、アイヌ（ウタリ）、エイズ等の問題がありますが、今後の人権問題の啓発や学校での人権教育のあり方について、あなたのお考えにいちばん近いところに✓印をおつけください。〔人権問題の啓発・教育の今後について〕

- 1. 「同和問題」は他の人権問題と同列にあつかうのは適当でないので、他の人権問題よりも、「同和問題」についてとくに重点的に啓発・教育を行うべきである
- 2. 「同和問題」について積極的な啓発・教育を行うとともに、他の人権問題についても積極的な啓発・教育を行うべきである
- 3. 人権意識そのものを高めることが重要なので、「同和問題」だけを取り上げ啓発・教育を行うのではなく、人権問題全体の啓発・教育の一環として行うべきである
- 4. 「同和問題」についての啓発・教育はむしろ必要ではなく、他の人権問題についての啓発・教育の方が重要である
- 5. 「同和問題」、他の人権問題のいずれについても、啓発・教育は必要ない
- 6. わからない

⑩

質問24. 「基本的人権」にかかわる問題で、あなたが今後、勉強したいとお考えのものすべてに✓印をおつけください。〔人権問題について勉強したいこと〕

- 1. 「同和地区」の人々に対する差別の問題
- 2. 女性に対する差別の問題
- 3. 障害者やその家族に対する差別の問題
- 4. 在日外国人に対する差別の問題
- 5. 民族や人種に対する差別の問題
- 6. 母子（父子）家庭に対する差別の問題
- 7. 未婚の母やその子どもに対する差別の問題
- 8. 犯罪者（刑余者）やその家族に対する差別の問題
- 9. 学校での児童・生徒に対する「いじめ」や「体罰」の問題
- 0. エイズ患者、H I V感染者に対する差別の問題
- X. その他（具体的に：.....）
- Y. とくにない

⑩

⑩

質問25. 人権の尊重、「同和問題」の解決などについて、国や大阪府、岸和田市に対して、
なにかご意見、ご要望があれば、ご自由にお書きください。〔行政への要望〕

質問26. いろいろありがとうございました。最後に、あなたご自身のことについて、あては
まるところに✓印をおつけください。

A. あなたの性別は。〔性別〕

1. 男性 2. 女性

⑬

B. あなたのお年は。〔満年齢〕

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代
 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳代
 7. 80歳以上

⑭

C. あなたは、岸和田市に住まれてから何年になりますか。〔居住期間〕

1. 岸和田市生まれ 2. 2年未満 3. 2年以上5年未満
 4. 5年以上10年未満 5. 10年以上30年未満 6. 30年以上

⑮

D. あなたのお住まいの中学校校区はどちらですか。〔中学校校区〕

1. 岸城中学校 2. 光陽中学校 3. 野村中学校
 4. 桜台中学校 5. 葛城中学校 6. 土生中学校
 7. 久米田中学校 8. 山直中学校 9. 春木中学校
 0. 北中学校 X. 山滝中学校
 Y. わからない時は、お近くの小学校名または、町名をお書きください。

(小学校) (町)

⑯

ご協力ありがとうございました。
同封の封筒に入れて、折りかえし、ご返送
くださるようお願いいたします。

